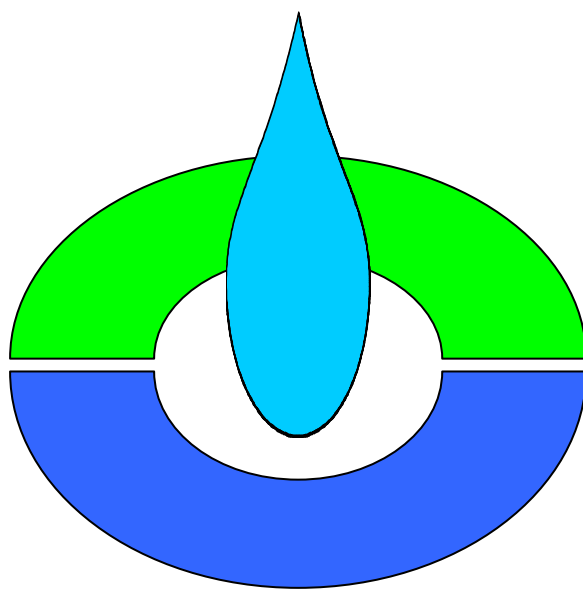


高知県環境基本計画 第三次計画



高知は地球の循環モデル
～空・山・川・海みんなともだち～

平成 23年 4月

高 知 県

目次

第1章 計画の基本構想

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の対象	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本的な考え方	3
5	計画の構成	3

第2章 環境をめぐる動向

1	国際的な動向	4
2	我が国の動向	5
3	本県の動向	6

第3章 めざすべき将来像と戦略

1	めざすべき将来像	12
2	将来像の実現に向けた基本的な戦略	14

第4章 環境の保全及び創造に関する施策の展開

1	地球温暖化への対策	21
2	循環型社会への取組	24
3	自然環境を守る取組	27
4	環境ビジネスの振興	31
5	環境学習の推進とネットワークづくり	35
	○各分野における達成度の指標	39

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	41
2	計画の進行管理	43

参考資料

1	事業体系表	45
2	実施主体ごとの主な役割	46
3	高知県産業振興計画に基づく取組（概要）	47
4	本県の現状	56
5	用語の解説	62
6	高知県環境基本条例	81
7	高知県環境審議会委員名簿	88

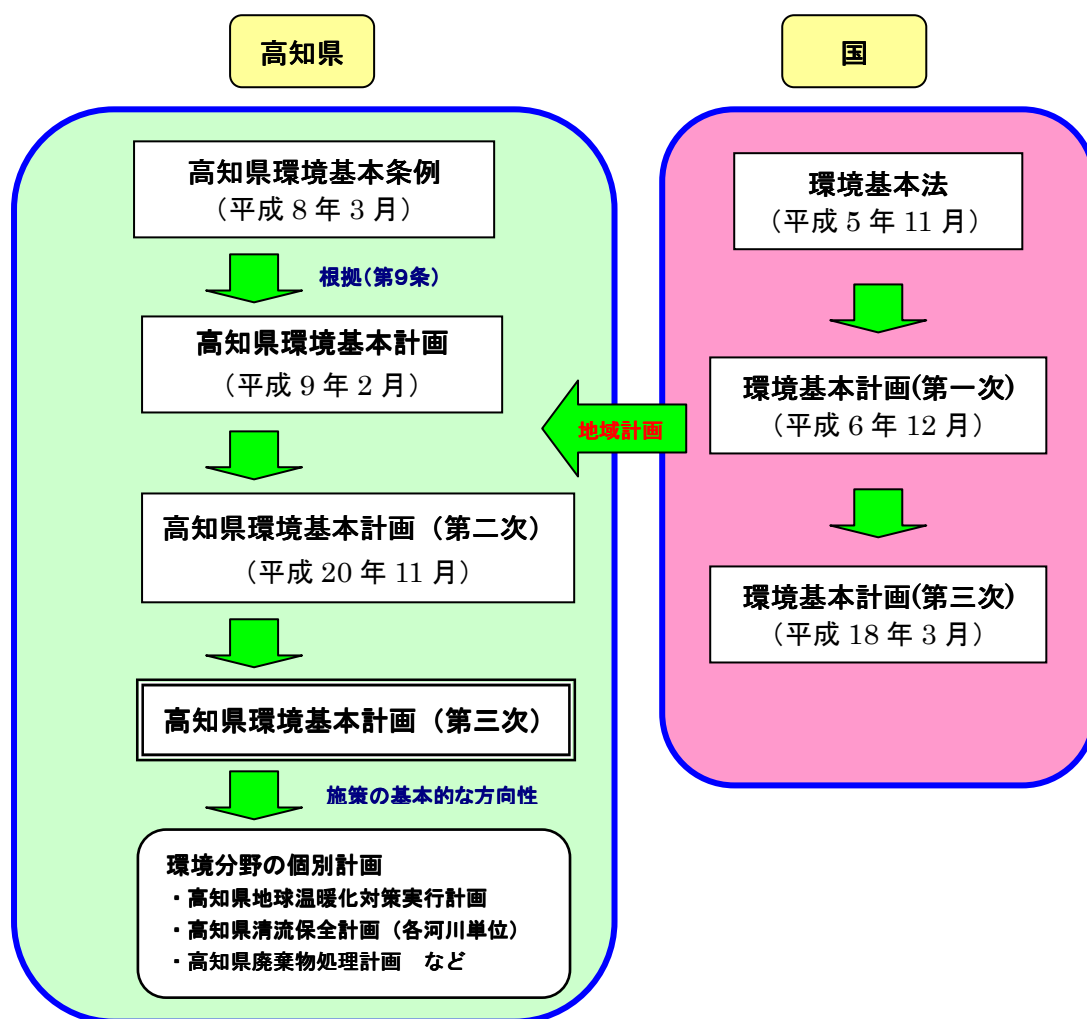
第 1 章 計画の基本構想

本計画は、平成 20 年 11 月に策定した第二次計画（計画期間：平成 20 年度～平成 22 年度）の期間終了を受けて、第三次計画として新たに策定するものです。

1 計画策定の趣旨

- 「高知県環境基本計画」は、「高知県環境基本条例（平成 8 年 3 月）」第 9 条の規定に基づき策定される、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。
- 本計画は、県のめざす環境及び社会の将来像を明らかにして、その実現に向け県民や事業者、行政等の地域社会を構成するすべての主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的な方向性を示します。
- 本計画は、国の環境政策上の地域計画としての役割も担います。また、地球温暖化対策や自然環境の保全、廃棄物・リサイクル対策等の各分野別の具体的な施策や指標等は、それぞれの個別計画として定められますが、これらの個別計画は本計画の実施計画としての位置付けとなります。（図－1）
- 取組の方向性や主要な施策等の基本的な事項については、地球温暖化対策や循環型社会の構築、生物多様性・生態系の保全といった課題への対応や、今日において対策が急務になってきた再生可能エネルギーの導入など環境ビジネスを加速させる取組を加えています。
- めざすべき将来像及びその実現のための基本的な戦略を示します。
また、計画期間は 5 年に設定し、施策を重点化し、的を絞った施策を展開することで計画の実効性を高めることをめざします。
- 各施策については、定期的に進捗状況の点検及び評価を行い、公表します。
また、多様な広報媒体の活用により、計画の普及啓発を図ります。

(図-1)高知県環境基本計画の位置付け



2 計画の対象

○ 計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- ①地球温暖化への対策
- ②循環型社会への取組（3Rの推進等）
- ③自然環境を守る取組
- ④環境ビジネスの振興
- ⑤環境学習の推進とネットワークづくり

3 計画の期間

○ 計画の期間は、21世紀の第一四半期末（2025年）における本県のめざすべき将来像を見通しつつ、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

4 計画の基本的な考え方

高知は地球の循環モデル ～空・山・川・海みんなともだち～

- 本県は、毎年多量の恵みの雨が降り、森林を育て、清流となり流域を潤しながら、太平洋に至り、また空に上り、雲となって再び雨に戻り大地を潤す、といった地球の循環における仕組み全ての過程を身近に実感できる県であり、森林率全国一の森林やそれを源とした四万十川、仁淀川などの清流、さらには全国有数の日照時間や年間降水量など、多くの動植物を育む豊かな自然が残されています。
- こうした豊かな自然と共生し、生物多様性を保全するとともに、資源としても活用していくために「環境のトップ・プランナー」として本県発の企画・提案などを全国へ情報発信するとともに、再生可能エネルギーの導入をはじめとする本県ならではの新たな「環境ビジネスの振興」を図り、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会といった3つの社会づくりの統合的な取組を進めていきます。

5 計画の構成

第1章：計画策定の趣旨や考え方、計画期間等の基本的事項を示します。

第2章：環境に関する国内外と本県の動向を示します。

第3章：めざすべき将来像とその実現に向けた基本的な戦略を示します。

第4章：計画期間内に優先的に取り組むべき施策を体系的に示すとともに、めざすべき将来像の実現に向けた具体的な施策展開を示します。

第5章：計画に基づき、めざすべき将来像の実現に向けた施策を着実に推進するため、各主体の役割や進行管理の手法等を示します。

第2章 環境をめぐる動向

本章では、本県の環境の保全及び創造に関する施策の方向性や具体的な施策を示すうえで、踏まえるべき環境に関する国内外と本県の動向を示します。

1 国際的な動向

(1) 環境に関する認識と取組

1992年（平成4年）に開催された地球サミット以降、世界各国が環境政策に力を入れつつあり、主要国の首脳会議においても、環境がテロや貧困等と並んで議論のテーマに取り上げられるようになりました。

また、市民意識にも、環境に関する関心が高まり、こうした動きは、経済や社会のあり方と密接に関係するものと認識されるようになっており、地球温暖化対策や生物多様性の保全などをはじめ、環境問題は国際的、かつ地域や個人での取組が必要となっています。

こうした問題に対し、以下のような国際的な取組が進められています。

地球温暖化対策では、京都議定書の採択・発効により、近年緊急かつ重要な課題となっており、2013年（平成25年）以降の京都議定書に代わる新たな国際枠組み（ポスト京都議定書）をめぐり、2010年（平成22年）12月に「気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）」において国際的な協議が行われましたが、未だ合意には至っておらず、今後いかに、すべての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築を図り、最終的な合意を形成していくかが課題となっています。

生物多様性の保全では、多様な生物が支え合う地球環境の保全と利用について、国際間で話し合う「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が、2010年（平成22年）10月に愛知県名古屋市で開催され、医薬品のもとになる動植物など、遺伝資源の利用と利益配分を定める国際ルール「名古屋議定書」と、生態系保全のための2020年（平成32年）までの世界目標「愛知ターゲット」が採択されました。

環境教育の取組では、世界47カ国の共同提案によって採択された「持続可能な開発のための教育の10年」が2005年（平成17年）にスタートし、一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていくことを認識するなど、よりよい社会づくりに参画するための力を育むことが必要との認識のもと、あらゆる主体間の連携による環境教育活動を進め、持続可能な社会の実現をめざしています。

また、2011年（平成23年）は、国連が定める「国際森林年」であり、森林の保全と持続可能な経営をめざし、世界的行事として、植樹や森林祭など様々な活動が行われる予定です。

2 我が国の動向

（1）環境問題への取組

国では、平成18年3月に環境基本法第15条に基づく「第三次環境基本計画」が策定され、今後の環境政策の展開の方向として、環境と経済の好循環に加えて、社会的な側面も一体的な向上をめざす「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」をテーマに掲げて、取組が進められております。

そして、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全、大気・水環境の保全といったそれぞれの分野において、必要な法整備や計画の策定等が進んできており、以下のような様々な政策が実施されています。

地球温暖化対策では、平成21年9月の国連気候変動サミットにおいて、我が国の温室効果ガス削減における中期目標として、「2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）の基準年比で25%削減する」ことが表明されました。

また、温室効果ガス排出量の削減に関する中長期的な目標を掲げ、地球温暖化対策のための税や温室効果ガスの国内排出量取引制度の創設などを盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」及びその対策等の道筋である「中長期ロードマップ（試案）」が示されています。

循環型社会の構築では、平成20年3月に循環型社会形成推進基本法に基づく「第二次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減に向け、3Rの一層の推進が図られています。

また、バイオマス系循環資源の有効活用による温室効果ガスの削減に向け、平成21年9月に「バイオマス活用推進基本法」が施行され、この法律に基づく「バイオマス活用推進基本計画」が平成22年12月に策定されました。

生物多様性の保全では、平成19年11月に「第三次生物多様性国家戦略」が策定され、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的な施策が進められてきており、平成22年3月には生物多様性基本法に基づく「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、我が国における中長期目標と短期目標が設定されました。

また、平成22年10月に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」を契機とした施策の充実・強化が図られています。

大気・水環境の保全では、平成 22 年 4 月、ばい煙や排出水等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、事業者の責務規定の創設等を内容とする、「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の改正法が成立しました。

(2) 環境に関する企業活動等

グリーン購入や ISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入、環境報告書の作成など環境に配慮した事業活動が定着しています。(表-1、表-2)

また、社会の持続可能な発展が、企業活動の継続や競争力向上の条件になるとの考え方から、企業等においても、環境保全活動に寄付する「寄付付き商品」や、環境への負荷を減らした商品の開発、環境保全活動に直接関わり支援するなどの社会的責任(CSR=Corporate Social Responsibility)活動への理解が深まっています。

これらの企業活動は消費者からも支持されており、企業の多様な取組が進む要因ともなっています。

(表-1) グリーン購入の実施企業数及びその割合(サンプル調査)

経年集計結果 (H19~H21)		ガイドライン 作成し実施中	作成してないが 考慮	検討中	検討 していない	その他
平成 19 年度	件数	1,067	998	326	345	83
	%	37.9	35.4	11.6	12.2	3.0
平成 20 年度	件数	1,124	1,104	305	386	109
	%	37.1	36.5	10.1	12.7	3.6
平成 21 年度	件数	1,068	1,180	299	417	72
	%	35.2	38.9	9.8	13.7	2.4

(表-2) 環境報告書を作成・公表している企業数及びその割合

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
件数	801	933	1,049	1,011	1,160	1,091
%	31.7	34.7	37.8	35.9	38.3	35.9

出典:平成21年度環境にやさしい企業行動調査(環境省)

3 本県の動向

(1) 環境に関する条例、計画など

本県では環境に関する様々な条例を制定し、或いは環境に関する各種計画、指針等を策定して、環境に関する諸課題の解決を図ってきています。(表-3・4)

環境に関する計画等については、「高知県環境基本条例」に基づき、平成 8 年 3 月に「高知県環境基本計画」を策定し、高知県の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ具体的に進めてきました。

個別の環境分野においても、「物部川清流保全計画（平成 20 年）」、「第 2 次仁淀川清流保全計画（平成 22 年）」や「高知県廃棄物処理計画（平成 23 年）」など、自然環境や生活環境の保全と創造のための計画等を策定し、施策を進めています。

また、「高知県地球温暖化対策地域推進計画（2 次）（平成 20 年）」の計画期間の終了を受けて、平成 23 年 3 月に「高知県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県民運動による温暖化防止の取組や森林吸収源対策による温暖化防止の取組を継続するとともに、新たに設定した削減目標の達成をめざしています。

さらに、県庁内の取組としては、平成 20 年度に「高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱」を策定し、デマンド監視装置の設置などによる組織的かつ継続的にエコオフィス活動等を実施することによって、温室効果ガスの排出削減やエネルギー使用の合理化を行い、地球温暖化対策及び省エネルギー化を推進しています。

（表 - 3）環境に関する条例

条例名	制定年月日
高知県立自然公園条例	昭和 33 年 3 月 31 日
高知県公害防止条例	昭和 45 年 4 月 1 日
高知県公害紛争処理条例	昭和 45 年 10 月 28 日
高知県自然保護基金条例	昭和 46 年 10 月 15 日
高知県自然環境保全条例	昭和 48 年 10 月 19 日
高知県清流保全条例	平成元年 12 月 21 日
高知県地域環境保全基金条例	平成 2 年 3 月 26 日
高知県環境審議会条例	平成 6 年 7 月 12 日
高知県環境基本条例	平成 8 年 3 月 26 日
高知県環境影響評価条例	平成 11 年 3 月 26 日
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	平成 13 年 3 月 27 日
高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例	平成 13 年 3 月 27 日
高知県うみがめ保護条例	平成 16 年 3 月 30 日
高知県希少野生動植物保護条例	平成 17 年 10 月 21 日
清潔で美しい高知県をつくる条例	平成 19 年 12 月 28 日
高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	平成 21 年 3 月 27 日

(表 - 4) 環境に関する各種計画及び指針等

名称	作成年月	計画期間
高知県自然環境保全基本方針	昭和 50 年 3 月	—
ローカルアジェンダ 21 高知 (地球環境保全行動計画)	平成 9 年 2 月	—
高知県清流保全基本方針	平成 18 年 3 月	— (H3.3 制定したものを変更)
高知県希少野生動植物保護基本方針	平成 18 年 6 月	—
こうち農業・農村振興指針	平成 19 年 1 月	平成 19 年度～23 年度
高知県環境保全型農業総合推進プラン	平成 19 年 4 月	平成 19 年度～23 年度
高知県森林吸収量確保推進計画	平成 19 年 7 月	平成 19 年度～24 年度
第 5 期高知県分別収集促進計画	平成 19 年 12 月	平成 20 年度～24 年度
高知県第 1 〇次鳥獣保護事業計画	平成 20 年 3 月	平成 20 年度～23 年度
高知県特定鳥獣 (シカ・イノシシ) 保護管理計画	平成 20 年 3 月	平成 20 年度～23 年度
高知県磯焼け対策指針	平成 20 年 3 月	—
高知県有機農業推進基本計画	平成 20 年 5 月	平成 20 年度～23 年度
物部川清流保全計画	平成 20 年 6 月	平成 70 年度を目標
第 2 次仁淀川清流保全計画	平成 22 年 3 月	— (5 年ごとに見直し)
四万十川流域振興ビジョン	平成 22 年 3 月	—
高知県産業振興計画 Ver. 2	平成 22 年 3 月	平成 21 年度～23 年度
高知県廃棄物処理計画	平成 23 年 3 月	平成 23 年度～27 年度
高知県新エネルギービジョン	平成 23 年 3 月	—
高知県地球温暖化対策実行計画	平成 23 年 3 月	平成 23 年度～32 年度

(2) NPO、事業者の取組

県内の NPO (特定非営利活動法人を含む) は約 600 団体にのぼっており、環境分野を含めた NPO の活動が年々活発になってきています。

また、平成 18 年に「環境活動支援センターえこらぼ」が設置されたことで、県民や NPO だけでなく、企業や学校教育における環境学習、環境活動に対する支援が行われるようになるなど、県内の環境活動の基盤が整備されています。

企業等の事業者による環境保全への取組も広がってきつつあり、ISO14001 やエコアクション 21 等の認証取得数が徐々に増加するなど環境配慮の活発化が見られ、リサイクル製品や間伐材を利用した製品の開発や購入が行われるほか、農業分野において環境保全型農業を進める動きも着実に進展しています。

(3) 県取組（先進的環境事業や環境ビジネスの取組）

本県は、森林が県土の8割以上を占める全国一の森林県であり、豊富な森林資源を有していますが、木材価格の低下や高齢化・過疎化による担い手不足など、森林整備を進めるにあたって多くの課題を抱えています。

このため、平成15年度には全国に先駆けて森林環境税を導入し、県民参加による森づくりや荒廃森林の整備など、森林環境を守るための取組を進めています。

さらに、環境行政分野においても、森林環境税に足並みを合わせて、環境先進企業と地域との協働により森林整備を進める「協働の森づくり事業」など、先進的事業を展開していくとともに、雇用の場の確保など中山間地域の活性化に資するための取組を進めています。

① 協働の森づくり事業

協働の森づくり事業は、環境問題に積極的に取り組んでいる企業（環境先進企業）と地域とが協働して、森林（人工林）の再生を進めようとするものであり、「森林の再生」と「地域との交流」を目的としています。（図-2）

（図-2）「協働の森づくり事業」の仕組み



平成19年度からこれまでに、50件（平成22年12月末現在）のパートナーズ協定を締結し、市町村では協賛金をもとした森林整備を進めるとともに、協賛企業が参加する森林ボランティア活動への支援や地域との交流行事が活発に行われています。

また、平成 19 年度からは、協賛企業に対して、整備された森林の「CO₂吸収証書」の発行を行い、企業や団体のCSR活動を目に見える形にしています。

② 排出量取引（CO₂排出削減）プロジェクト事業

この事業は、本県が発電事業者に対して、石炭の代替燃料として木質バイオマス（林地残材や間伐材など）の混焼を委託して行う CO₂の国内排出削減プロジェクトです。

この事業の狙いは、木質バイオマスを石炭の代替燃料として得られる CO₂排出削減量をクレジット化し、森林に資金を呼び込む仕組みづくりを行い、森林の整備を進めていこうとするものです。

平成 20 年 6 月、この事業が、国（環境省）の J-VER（Verified Emission Reduction）の基準づくりのモデル事業に選定され、平成 21 年 3 月には、この事業での CO₂排出削減量を活用して、我が国第 1 号のカーボン・オフセットによる取引が行われました。

これまで平成 22 年 12 月現在、24 件ものオフセット・クレジットの取引が行われるなど、本県の森林資源の活用による環境先進企業との取組が広がっています。

③ 森林吸収量取引プロジェクト・高知県 J-VER 制度

森林吸収量取引プロジェクトは、森林整備により増大する CO₂の森林吸収量をクレジット化するものです。

このプロジェクトは、間伐することによって増大した CO₂吸収量を、オフセット・クレジット（J-VER）制度によってクレジット化し、販売することで得た売却益をもう一度間伐に充てることにより、森林整備への資金循環をめざす取組です。

平成 21 年 7 月に県が実施しているプロジェクトが国へ登録後、平成 22 年 4 月にオフセット・クレジットとして認証・発行され、平成 22 年 12 月現在、3 件の取引が行われています。

また、平成 22 年 2 月には、国の J-VER 制度と同等の機能を有しながら、プロジェクトの申請・登録などの手続きが県内で行える「高知県 J-VER 制度」として、県内の事業者が容易にプロジェクトを実施しやすい環境を整備しています。

平成 22 年 12 月現在、協働の森づくり事業の対象となっている森林を含め、6 件の県内プロジェクトが申請され、登録に向けて手続きを始めており、森林の持つ環境価値を経済化する仕組みに大きな期待が寄せられています。

④ 環境保全型農業の推進

本県の自然環境や農村環境の保全、消費者の安全・安心志向に corres 応することは、農業生産現場において重要な課題です。

そのため、県では環境保全型農業を推進し、農業が持つ循環機能を活かして、環境と調和した持続可能な農業生産を行い、家畜糞尿などの堆肥化による循環利用の推進や天敵等を利用した I P M 技術 (Integrated Pest Management) による化学農薬の低減などの取組を進めています。(概要は参考資料 P 50 を参照)

⑤ 県産材の利用促進

県では、県産材の競争力を高めるため、原木から製品に至るまでのトータルでの生産コストの低減や顔の見える産地づくりなどによる木材・木製品の付加価値付け、消費者ニーズに即した製品の供給を行うとともに、公共工事や住宅施設での県産材の利用を促進しています。(概要は参考資料 P 48～P 49 を参照)

⑥ 木質バイオマスエネルギーの導入支援

県では、林地残材などの未利用資源を活用した木質バイオマス利活用施設への導入支援や、木質バイオマスボイラー等における燃料の安定供給など、環境ビジネスの基盤となる技術開発等の支援を行っています。(概要は参考資料 P 49 を参照)

⑦ 植物産業の振興

県では、有用植物の研究、栽培や利用技術の開発を行い、県の植物産業の振興につなげる取組を行っています。

第3章 めざすべき将来像と戦略

本章では、計画の基本構想や環境に関する動向及び現状を踏まえ、21世紀の第一四半期末(2025年)におけるめざすべき将来像と基本的な戦略を示します。

1 めざすべき将来像

本計画では、「環境のトップ・プランナー」として、様々な環境施策の企画・提案などを全国に先駆けて情報発信するとともに、本県ならではの新たな環境ビジネスに関する技術開発やその振興に向け、積極的に取り組むことによって、めざすべき将来像を次のとおり定め、県全体の統合的な取組を進めていきます。(図-3)

- 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会
- 環境への負荷の少ない循環型社会
- 社会の基盤となる自然環境の保全が図られた自然共生社会

(図-3) 将来像の達成に向けた取組 (イメージ図)



この「3つの社会づくり」の統合的な取組のためには、本計画のめざすべき将来像を県民や事業者、NPO、市町村など県を挙げての共通認識とすることが必要であり、各主体の参加と協働のもとに推進していきます。

なお、「3つの社会づくり」の取組により達成される将来像は、次のとおりです。

(1) 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会

県内の森林は CO_2 の吸収源として、適切で計画的な整備・管理が行われるとともに、県産材の利用が広がり、 CO_2 が固定化されています。

県内各地域では、木質バイオマスや風力、太陽光などの再生可能エネルギーが、中山間地域や農村、都市部など地域特性に応じて導入されており、これらの再生可能エネルギーにより、地域での雇用が創出され、生活や産業の基盤となる活力ある地域の魅力づくりが進んでいます。

日常生活及び事業活動と環境との関わりについての理解が深まるとともに、技術開発が進むことにより、県民は一般家庭及び事業活動において、省エネルギー行動や地域環境への配慮活動を進んで実践するようになります。

また、県民が公共交通機関の必要性や、公共交通機関を利用することが低炭素社会に貢献することなどを理解し、自発的・積極的に利用するようになり、結果として CO_2 の排出量削減が進み、環境負荷の少ないまちづくりが進みます。

(2) 環境への負荷の少ない循環型社会

物が作られ、リサイクルや廃棄されるまでの過程において、環境への負荷の少ない社会の仕組みが作られています。

県民の消費行動においては、環境に配慮した商品及びサービスを選択する考え方が浸透するとともに、食の安全や環境に配慮した環境保全型農業が普及し、地産地消が進められます。

企業においても、製造段階からの各プロセスにおいて環境へ配慮した取組が進み、県内各地域で廃棄物の発生抑制及びリサイクルへの取組が、活発に展開されています。

また、再生利用技術、環境への負荷の少ない処理技術等の開発及び普及により資源循環型社会の構築に向けた取組が一層進んでいます。

県民の環境意識の高まりから、幅広い年齢層の参加による環境学習を通して環境の保全及び創造に取り組むNPOが増え、その活動に参加する県民や活動を支援する事業者も増えています。

また、NPOと県民、事業者、行政機関等が連携・協働しながら地域の特性を活かした環境保全活動が進められます。

(3) 社会基盤となる自然環境の保全が図られた自然共生社会

健康でこころ豊かな暮らしが地域固有の自然環境の上に成り立っているとの意識が定着し、県民は自然と共生した暮らしの実現に向けて、様々な努力や協力をするようになっていきます。

自然環境を大切にできる意識や行動の変化が、森林をはじめ、県内に生息する多様な野生動物等を保護・管理することの必要性や、身近に広がる水田及び河川、里地里山、沿岸海域などが生物多様性に果たしている役割の重要性を理解することにつながり、将来にわたり自然環境が適切に維持されます。

(4) 低炭素社会・循環型社会・自然共生社会をつなぐ環境ビジネスの進展

3Rの促進による廃棄物の発生抑制や資源の効率的な循環など低炭素社会、循環型社会の地域づくりが進められるとともに、森林の計画的な整備・管理や清流の保全活動などを通じた自然共生社会づくりにより、CO₂の削減・吸収や自然環境の保全に関連する環境ビジネスが質的・量的に拡大していきます。

また、産・学・官の連携が高まり、環境ビジネスの創出や育成・支援等が進み、環境対策と経済成長が両立することによって、地域経済が活性化していきます。

2 将来像の実現に向けた基本的な戦略

めざすべき将来像を実現するための基本的な戦略について、計画の5つの対象分野ごとに整理すると次のとおりです。

(1) 地球温暖化への対策

地球温暖化問題は21世紀における人類的課題であり、このまま放置することは将来深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、あらゆる主体がそれぞれの役割分担のなかで、地球温暖化防止に向けた取組を最大限に推進するとともに、お互いが有機的に連携しながら増加傾向にある温室効果ガスの排出量を継続的に削減していくことが必要です。

そのため、「高知県地球温暖化対策実行計画（平成23年3月）」に基づく森林吸収源対策の推進や、木質バイオマスエネルギーの有効利用による資源の循環利用を推進します。（図-4）

特に、温室効果ガスの排出量が増加傾向にある民生部門については、過度な車の使用を減らし、公共交通機関の利用促進や日常的に使用する機器の省エネルギー対策を進めるとともに、再生可能エネルギー利用促進を図るなどの温暖化防止活動を支援します。

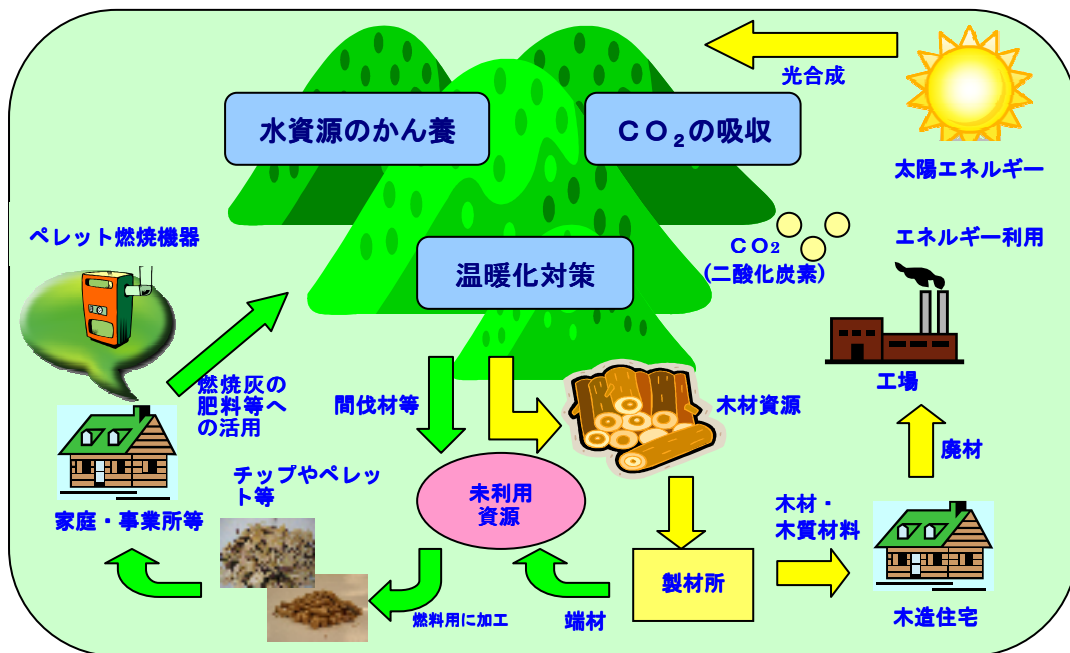
その普及啓発を図り、実効性のある運動に結び付けるため、高知県地球温暖化防止県民会議において県民や事業者、NPO、市町村などと連携・協働しながら県民運動として温室効果ガスの削減に努めます。

こうした取組によって、本県における温室効果ガスの排出量を 2020 年（平成 32 年）までに、基準年である 1990 年（平成 2 年）比で 31%削減することを目標とします。

また、太陽光、風力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーは、石油、石炭、天然ガスなど化石燃料の代替エネルギーとして注目されているエネルギー源であり、枯渇する心配がなく、CO₂ 排出量がほとんどゼロという利点がありますが、化石燃料に比べると、まだ、導入コストが高いという課題もあることから、研究開発が積極的に行われています。

国では、平成 20 年 7 月に「低炭素社会づくり行動計画」を、平成 22 年 6 月には「エネルギー基本計画」をそれぞれ閣議決定し、太陽光発電の導入量の増大や発電システムの価格半減、風力発電等の一層の推進など、再生可能エネルギーの導入拡大に向けての具体的な目標や施策が明らかにされていることから、今後は、国の動向を踏まえながら、再生可能エネルギーの積極的な導入を図っていくことが必要です。

(図 - 4) 森林の保全と木質バイオマスのエネルギー利用 (イメージ)



(2) 循環型社会への取組

循環型社会を実現するうえでは、自然や歴史的・伝統的な暮らしに学び、一人ひとりが物を大切に思う気持ちを持つことが大切であるとともに、出来るだけ自然界の物を使い、また、自然界から新たに採取する資源を出来る限り少なくし、長期間社会で使用することや、既に社会でいったん使用済みとなったものでも循環資源として利用することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものをできるだけ少なくすることが基本となります。

循環型社会では、特に資源の有効活用やゴミ問題に対し、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）という3Rの優先順位で取り組み、過度な包装や無駄の多い商品を提供しない、不要な物を家庭や事業所に持ち込まない、排出時は分別を徹底する、そして出されたゴミは資源として循環させ、各分野で有効活用していくことはもっとも大切な取組です。

家庭でのゴミの削減については、県民がゴミを減らす主体者であるという意識を高め、その生活スタイルの見直しを推進していきます。

また、事業所等においても、資源の有効活用やゴミの削減を推進するとともに、継続した取組とするため、環境マネジメントシステムの構築やその考え方の積極的な導入を進めていきます。

市町村においては、資源ゴミの分別収集を促進するとともに、家庭や事業所等への分別の徹底、また、リサイクルプラザ（資源化施設）などの広域的な整備などについて、各種リサイクル法に基づく取組、処理施設の適正な管理・運営等を推進していきます。

（3）自然環境を守る取組

生態系が持つ機能のうち、水や気候の安定、物質の循環などの間接的に受ける恩恵や衣食住に不可欠な資源や原料といった有用物など、人間が生きていくために必要で役立つものが生態系サービスとして供給されています。

しかし、現在の生物の絶滅速度は、過去の絶滅速度と比べ、100倍～1,000倍に達し、生態系サービスの状態を示すほとんどの指標が悪化傾向にあることから、これ以上の生物多様性の損失を食い止め、今後は守りさらに向上させていくことが必要です。

豊かな自然環境を保つことは、生態系の保全やCO₂吸収機能の増進、水資源のかん養などを通じて県民生活の安定を支えるのみならず、農林水産・観光など多様な産業の基盤や地域の環境資源であり、地域固有の生活、文化を育むうえで重要な取組です。

そのため、県内の優れた自然環境を山・川・海といった大きな循環や人々の暮らしとのつながりの視点から保全・再生を行うことが大切であり、県民全体で貴重な森林や水などの環境資源を守っていくべきであることから、森林の整備や木材利用の推進、流域一体となった清流の保全、希少野生動植物や野生鳥獣の保護管理、自然公園の適正管理に努め、生物多様性の保全と持続可能な利用及び自然との共生を図ります。

さらに、田畑や山林などの、人々が農山漁村で生活することにより維持されてきた二次的な自然についても、生活環境の改善やライフスタイルの見直しにより過疎化が抑制されることで、人間と自然との共存を図ります。

（4）環境ビジネスの振興

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの導入及び創出は、低炭素社会

の実現や、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めるうえで、非常に重要な役割を果たすとともに、地域経済の活性化や雇用の確保にも大きく寄与するものです。

これからはより一層、本県の豊かな自然資源を、単なる一つの分野や地域毎の単体として捉えるのではなく、様々に組み合わせて最大限に利活用し、新たな環境ビジネスの導入や創出に取り組み、産業振興につなげることが必要です。

① 地球温暖化対策につながる環境ビジネス

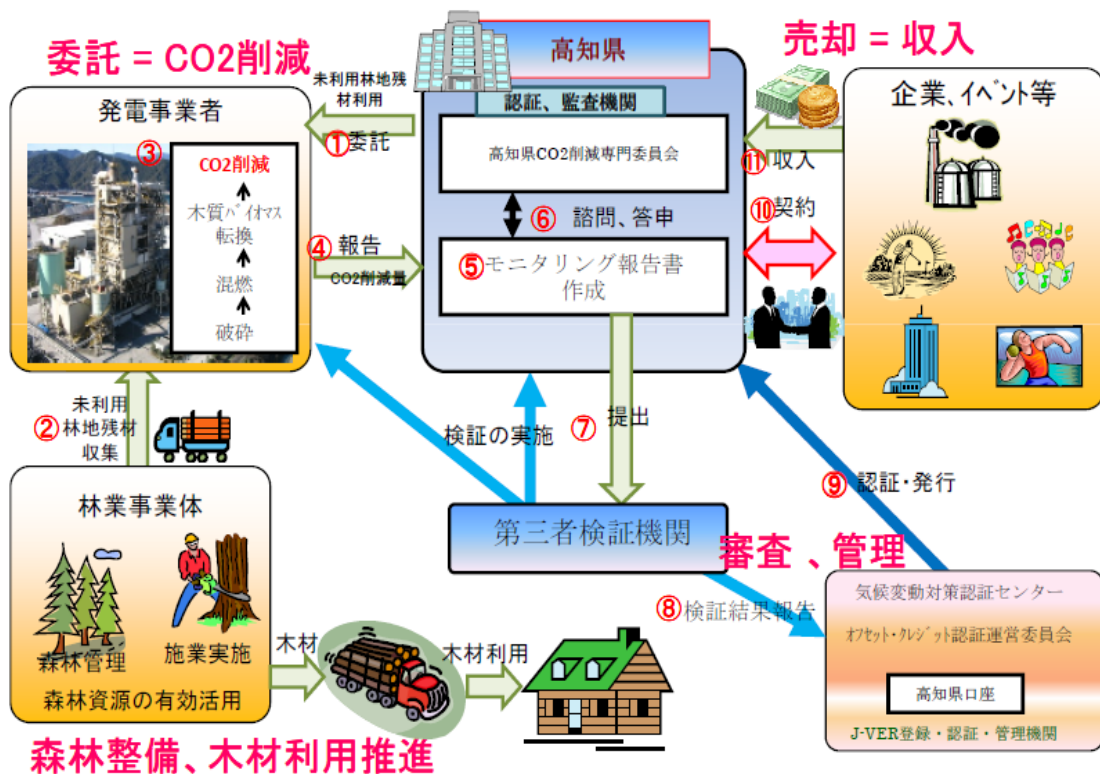
本県では、地球温暖化対策の要であるCO₂削減を図るため、独自に「排出量取引地域モデル事業（現在は「排出量取引（CO₂排出削減）プロジェクト事業」に名称変更）」に取り組んできましたが、これが平成20年6月、環境省「国内排出削減プロジェクトからのVER認証・管理試行事業」として採択されました。（図-5）

この事業は、我が国のJ-VERプロジェクト認証第1号であり、「環境のトップ・プランナー」を標榜する本県を象徴する先駆的・モデル的事业です。

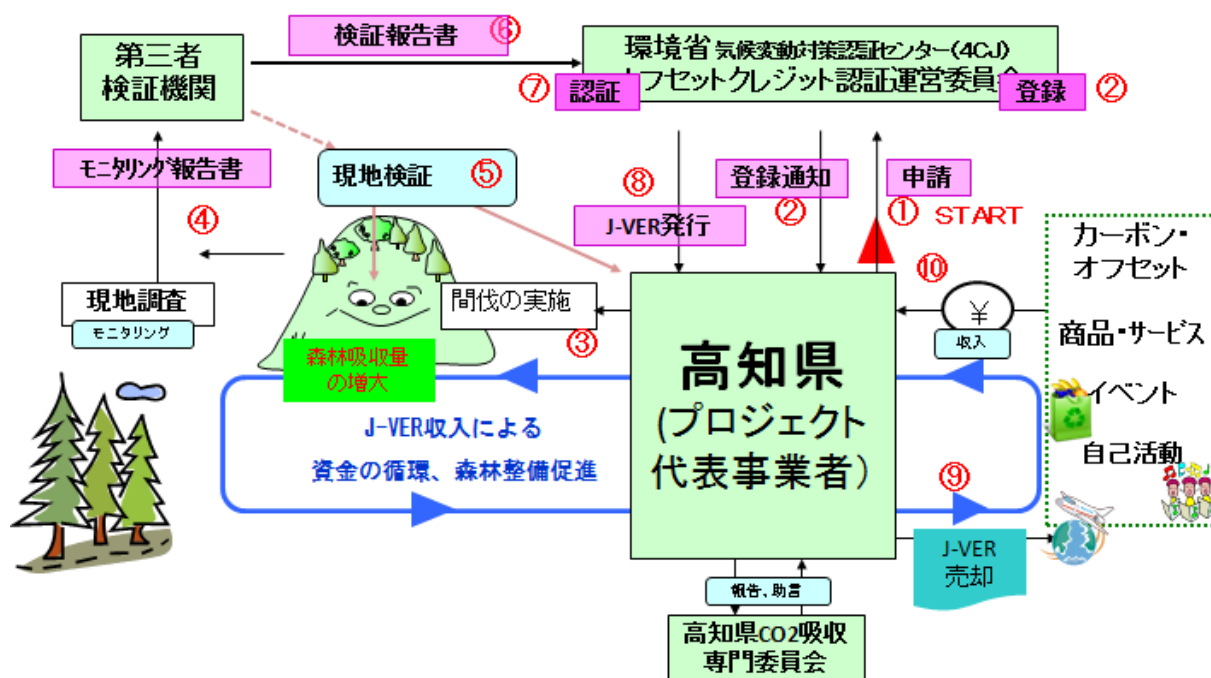
また、森林を整備することにより増大するCO₂の森林吸収量をJ-VER制度によりクレジット化する「森林吸収量取引プロジェクト事業」に取り組み、県内の事業体が容易にプロジェクトを実施できるよう「高知県J-VER制度」を創設しました。（図-6）

今後は、これらの事業により構築されたJ-VER制度を活用し、県としても排出量取引を大きなチャンスとして捉えて、新たな環境ビジネスの導入の可能性について検討を進めていきます。

（図-5）排出量取引（CO₂排出削減）プロジェクト事業の流れ



(図 - 6) 森林吸収量取引プロジェクト事業の流れ



② 「協働の森づくり事業」の拡充を図る環境ビジネス

企業、個人や公的主体が、自ら削減できなかった排出量について、森林整備や再生可能エネルギーなどの活用により吸収・削減されたCO₂で埋め合わせをする「カーボン・オフセット」が、温暖化対策の有効な手段として注目されており、自主的な取組として企業などの関心が増しています。

平成20年2月には、環境省から「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」が示され、このカーボン・オフセットの対象となるクレジットとして、国が創設したJ-VER制度には、森林整備や植林による森林吸収プロジェクトが位置付けられています。

このような動きにあわせて、現在「協働の森づくり事業」について、CO₂吸収証書を発行していますが、高知県では平成22年2月にオフセット・クレジット（J-VER）制度での都道府県プログラム認証を取得し、「高知県オフセット・クレジット（高知県J-VER）制度」が始まったことから、「協働の森づくり事業」の森林整備により創出したCO₂吸収量については、吸収証書に代わりオフセット・クレジットとして、カーボン・オフセットに利用してもらえる取組を進めています。

こうした「協働の森づくり事業」による森林整備の取組を拡充することで、質的、量的な転換を図り、森林再生はもとより地域雇用につなげ、中山間地域の活性化の糸口となるよう取り組むとともに、この事業の目的の一つである協賛企業と地域との交流も活発になってきていることから、事業の拡充にあわせ、エコツーリズムなどの観光振興、地域振興を図る仕組みづくりを検討し、地域の活性化につなげていきます。

③ リサイクル産業の振興を図る環境ビジネス

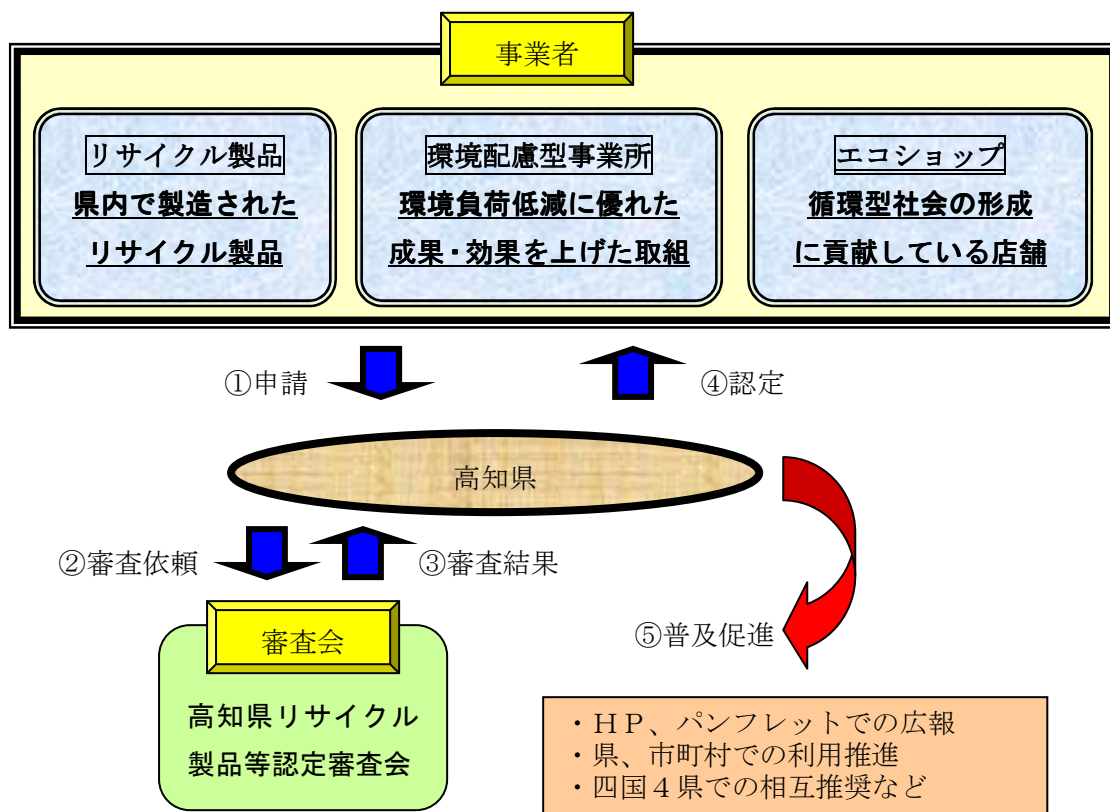
県では、廃棄物などの循環資源を利用した県内リサイクル製品の認定制度を実施し、それを公表するなどの方策により、県内のリサイクル製品の普及とリサイクル事業者の育成に努めています。(図-7)

しかしながら、県内リサイクル製品は、品種が限られること、価格が相対的に割高であることなど課題も多く、県内に広く普及するまでには至っていません。

一方で、環境負荷の低減に資する物品、役務の調達には、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)により、その推進が求められていることから、今後は、サービスの購入に際して、環境配慮の価値が正しく評価される社会の仕組みが構築される必要があり、市町村や事業者、そして県民に対して、情報提供と普及啓発を一層推進していきます。

また、県内のリサイクル関係事業者に対して、環境への負荷の少ない製品やサービスが豊富にかつ安価に提供できる技術やシステムづくりへの支援など、環境ビジネスにつなげていくような取組を進めていくことが求められています。

(図-7) 高知県リサイクル製品等認定制度の概要



④ 自然環境の保全を図る環境ビジネス

県内の中山間地域において、自然環境を保全するとともに自然の魅力を再認識し、これに関連した環境ビジネスの育成・創出を図ります。

地域の企業やNPO、県民等の主体が連携・協働し、間伐などによる森林の適正な管理や木質バイオマスの地域循環利用等を通じて中山間地域の維持、活性化に努めるとともに、清流の保全とエコツーリズムによる流域振興など、地域の資源を活かした環境ビジネスモデルを確立し、地域経済の活性化や自立を通じた環境保全事業を推進します。

また、近年高まりつつある企業の社会的責任（CSR）を背景とした地域との協働による環境保全活動など、各主体との新たな協働の形による環境保全に取り組みます。

（5）環境学習の推進とネットワークづくり

環境問題は、私たち一人ひとりの日常生活や社会経済活動のあり方にも大きな関わりがあることから、多くの県民が環境問題に関心を持ち、それぞれの立場でできる環境に優しい取組を実践することは、低炭素社会をはじめとする3つの社会づくりを構築するうえでの基盤となります。

「環境活動支援センターえこらぼ」は、県民挙げての環境活動を支援するためのNPO法人として平成18年4月に設置され、その運営はNPO法人「環境の杜こうち」が行っており、環境教育・環境学習の拠点として県民への環境活動の支援や各団体とのネットワークづくりを積極的に行っています。（写真－1・2）

県民の環境活動の拠点及びサポート体制は、これまでの取組により一定整備されたことから、今後はさらに、地域における環境活動の相互連携や協力を深め、ネットワーク化を図ることや、環境学習を総合的・体系的に推進するための基本的な方針を策定し、県民の環境活動を活発化するための基盤づくりを行います。

（写真－1）えこらぼの文化祭パネル展示の様子 （写真－2）えこらぼのECOテントの様子



第4章 環境の保全及び創造に関する施策の展開

計画に掲げるめざすべき将来像を実現するためには、計画の対象分野ごとの基本的な戦略に沿って、各施策や事業を展開することが必要です。

本章では、めざすべき将来像の実現に向けた第一段階として、本県の環境施策における基本的な戦略を見通しつつ、本計画期間内において優先的に取り組むべき施策の展開を掲げます。

1 地球温暖化への対策

県では、温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年の基準年比で31%削減することを新たな県の目標とする「高知県地球温暖化対策実行計画（平成23年3月）」を策定しました。

この計画では、県民の生活や事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減目標を定め、県民運動として県民一人ひとりの日常生活の見直しに取り組むとともに、森林の活用によるCO₂削減・吸収クレジット創出のための普及の仕組みづくりや再生可能エネルギーの導入促進など、本県の地域特性にあった地球温暖化対策を推進していきます。

（1）地球温暖化防止県民会議の活用（県民運動による温暖化防止の取組の拡大）

県民一人ひとりの意識を高め、行動につなげることが重要なことから、啓発活動や行動を促すための仕組みづくりを実施するために、県民、事業者、行政等が連携・協働して、県民総ぐるみによる地球温暖化防止活動を推進する高知県地球温暖化防止県民会議（以下「県民会議」という。）により、次のとおり県民運動を展開していきます。（図－8）

① 県民（家庭）における地球温暖化防止の取組

家庭でのCO₂排出削減等の取組を、成果を見える化しながら進めていくとともに、あらゆる機会をとらえて地球温暖化防止活動を行う県民を増やす取組を推進します。

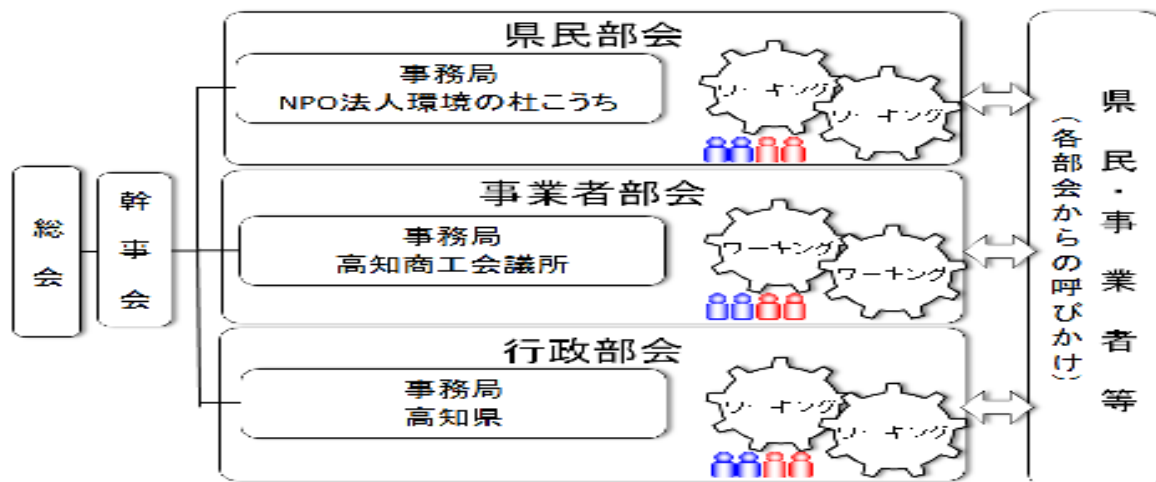
② 事業者における地球温暖化防止の取組

環境マネジメントシステムの導入促進を図るなど、事業者の業務に関わるCO₂排出削減等の取組を、成果を見える化しながら進めるとともに、地球温暖化防止活動を行う事業者やその従業員が持続的に増えていく仕組みづくりを構築し、取組を推進します。

③ 行政における地球温暖化防止の取組

環境マネジメントシステムの導入により行政機関の省エネ化に取り組むなど、行政自らが地球温暖化対策を推進するとともに、県民・事業者等との連携の強化を図り、地域の取組を促進します。(図-9)

(図-8) 高知県地球温暖化防止県民会議の組織図



(図-9) 高知県庁環境マネジメントシステム



(2) 森林吸収源対策による地球温暖化防止

本県は、県土の84%を林野が占める全国一の森林県であり、そのうち約65%は人工林です。森林には、木材を生産するだけでなく、県土の保全や水資源のかん養、近年ではCO₂の吸収源として地球温暖化防止に重要な役割を担っていますが、このような公益的機能を十分に発揮させていくためには、間伐などの適切な森林整備を進めていく必要があります。

このため、県では「高知県森林吸収量確保推進計画(平成19年7月)」や「高知県産業振興計画Ver.2(平成22年3月)」などに基づき、森林・林業関係者による「森の工場づくり」をはじめとする取組のほか、企業のCSR活動による「協働の森づくり事業」及び森林環境税等を活用した間伐等の取組を行い、森林整備を積極的に推進していきます。

(概要は参考資料P48~P49を参照)

また、県産材を木造住宅などに利用することでCO₂固定量を算定し、認証する「CO₂木づかい固定量認証制度」により、木のCO₂の吸収固定効果を見える化し、県産材の利用が地球温暖化防止に貢献することを身近に感じてもらえるよう、環境配慮行動への意欲を促す取組を進めます。

(3) 再生可能エネルギー導入への支援

本県は、全国一の森林率による豊富な森林資源やトップクラスの日照時間（日射量）を誇る太陽光、豊かな年間降水量、沿岸部や山間地などの良好な風況といった、新エネルギーに適した自然条件を備えています。

こうした本県の恵まれた地域特性を十分に活かし、地球温暖化対策に貢献するとともに、産業振興や県民生活の向上に寄与するといった視点で、太陽光、小水力、木質バイオマス、風力等の新エネルギー（再生可能エネルギー）の導入を図るための具体的な施策を示す「高知県新エネルギービジョン（平成23年3月）」を策定しています。

このビジョンで示す取組を進めることにより、化石燃料への依存を少なくし、温室効果ガスの排出の抑制を図ります。（概要は参考資料P54～P55を参照）

(4) 公共交通機関の利用促進によるCO₂の削減

① 公共交通機関の利用拡大

環境やまちづくりなどの幅広い視点から、環境負荷の低い鉄道、バスなどへの利用の転換や拡大を図るため、パークアンドライドや520運動のような公共交通を利用した通勤を進める取組（運動）の推進など、モビリティ・マネジメントを進めていくことにより、CO₂の削減につなげていきます。

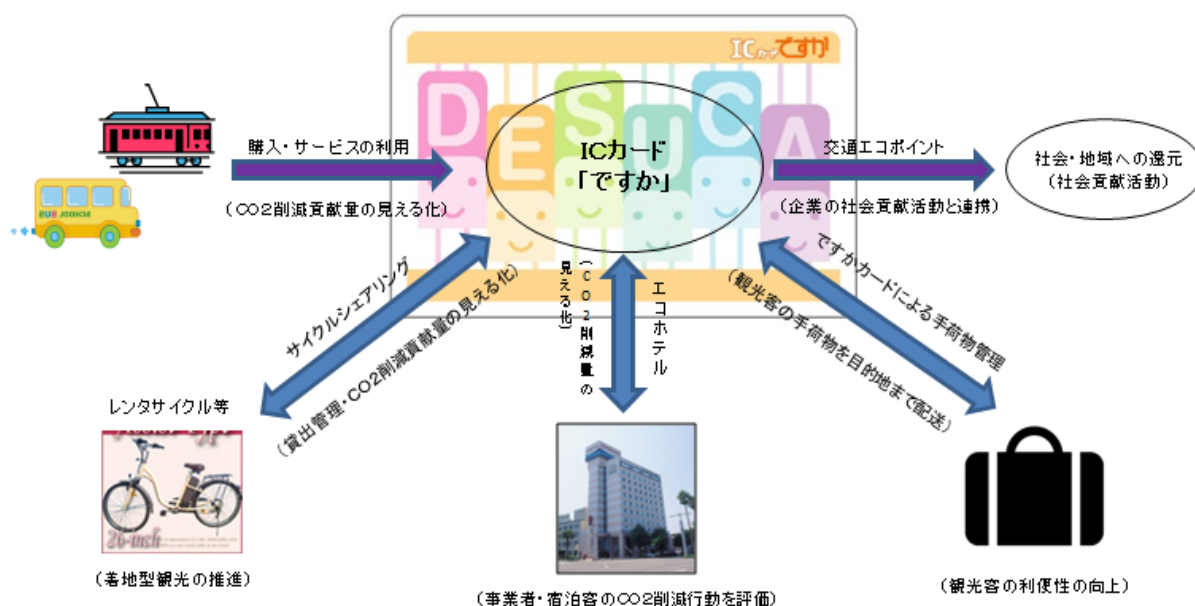
② ICカードの利用拡大やエコ通勤の促進

ICカード「ですか」の利用を拡大し、利用者の利便性の向上を図るとともに、「エコ通勤」の取組を行政や事業者等に普及・促進することによって、CO₂の削減に向けた意識づくりを高めていきます。

③ エコモビリティの利用促進

ICカード「ですか」の持つ機能を、交通から観光・環境・文化まで結び付けることで、地域の魅力ある資源を有効に活用しながら面的な展開による、公共交通の利用促進を通じたCO₂削減につながる仕組みづくりを検討します。（図-10）

(図 - 10) ICカード「ですか」の面的展開 (イメージ)



2 循環型社会への取組

循環型社会とは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の仕組みを見直すことにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

この循環型社会を実現するためには、製品等の廃棄物等の発生抑制、並びに製品等の適正な循環的な利用の促進、及び循環的な利用が困難な場合の適正な処分（廃棄物としての処分）の確保等が必要です。

(1) ゴミの3Rの推進

私たちが使う製品は、資源の採掘や製造、流通、廃棄物の処分と膨大な環境への負荷をかけて作られています。何を購入し、どのように使い、再生・処分するかの一連のサイクルに環境配慮を優先することや、ゴミを少なくするライフスタイルを進めていくことが重要です。

そのため、ゴミの3Rについて、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の順で優先的に取り組みます。

① ゴミの発生抑制

事業者においては、製造から販売までのすべての段階で廃棄物の発生抑制に努めること、消費者においては必要な物だけを購入すること、使い捨てではなく長く使えるものを使っていくことなど、環境にやさしいライフスタイルの実践を呼びかけ、ゴミの発生抑制を推進します。

また、廃棄物の削減や地球温暖化防止などに対する県民の意識を高めるため、レジ袋等容器包装ゴミの削減に向けた取組を事業者やNPO、行政等と連携しながら推進します。
(写真-3)

② 分別収集や再生利用

県民や事業者によるグリーン購入やリサイクル製品の利用、各種リサイクル法に基づく分別収集や再生利用を推進します。

③ 3Rのネットワーク化

循環資源の情報共有を図るため、廃食油の燃料化や食品残渣の堆肥化など、地域での事業者や県民が実施する3Rの取組をネットワーク化して推進します。

(写真-3) 環境にやさしい買い物キャンペーンポスター



(2) ゴミの適正処理や不法投棄・散乱ゴミ対策

廃棄物の適正処理指導を進めるとともに、県土美化に向け、県民運動としての盛り上がりにつなげることで県内の不法投棄の根絶や散乱ゴミを防止するなど、環境保全に対する意識を高めるきっかけとします。

① 県民一斉美化活動

地域の美化運動を実施する活動団体に対し、清掃資材の提供などの支援を行います。

また、「清潔で美しい高知県をつくる条例(平成19年12月)」に基づき、毎年2月を県民一斉美化活動月間と定め、この時期を中心に県民へ広く美化活動を呼びかけるとともに、清潔で美しい県土づくりは自らが行うという意識の下に、市町村やボランティア団体、企業等と連携し、一斉美化活動を行います。(写真-4)

② 不法投棄対策

県民等に対する不法投棄の防止についての普及啓発や環境教育を充実させるため、各福祉保健所のブロックごとにある「産業廃棄物等連絡協議会」を活性化させるなど、地域住民団体とのネットワーク化を行い、効果的な対策やその情報交換を図ります。

また、これまでの不法投棄の撤去や防止活動から環境美化へ拡大し、地域ごとの課題解決をめざします。(写真-5)

③ 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者について、監視や指導を行い、産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の徹底を図ります。

④ 「エコサイクルセンター」の施設整備・運営

公共関与による管理型最終処分場（産業廃棄物処理施設）の設置に向け、財団法人エコサイクル高知が行っている「エコサイクルセンター」の施設整備とともに、設置後（平成23年10月に供用予定）の円滑な運営に対して支援します。(写真-6)

(写真-4) 一斉美化活動の様子



(写真-5) 不法投棄現場の様子



(写真-6) 建設中のエコサイクルセンター



3 自然環境を守る取組

本県の優れた自然環境を保全し、次世代に伝えていくためには、山・川・海を守る取組を総合的に進めるとともに、環境や生態系に配慮した適切な農林漁業活動の推進や里山の保全などを行うなど、自然資源の持続可能な利用と保全に取り組むことが必要です。

また、生物の生息・生育空間が確保された生物多様性の保全をめざし、生態系ネットワークの維持・形成を図るとともに、希少野生動植物の保護対策を進めていくことが必要です。

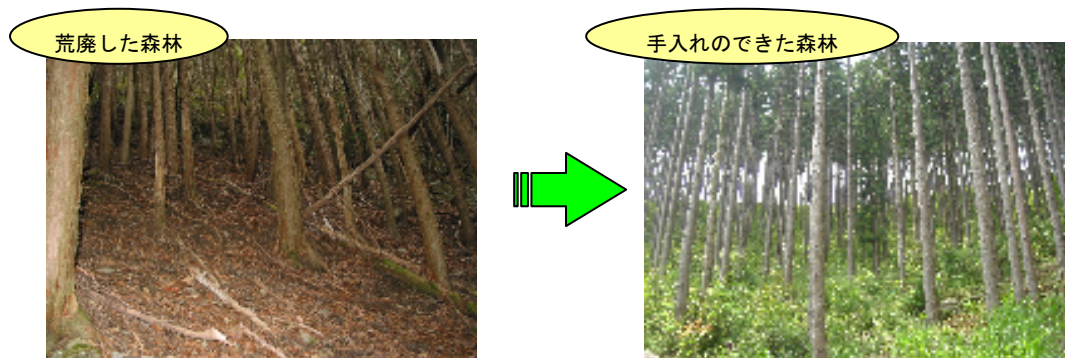
(1) 森林環境の整備

① 森林資源の質的充実

荒廃森林の解消に向け、緊急の課題となっている間伐を積極的に推進するため、「高知県産業振興計画Ver. 2（平成22年3月）」に基づく取組や森林環境税を活用するなど、森林の環境面における山腹の崩壊や土砂の流出を防止し、公益的機能を高めるとともに、森林資源の質的充実に計画的に推進します。（概要は参考資料P48～P49を参照）

（写真－7）

（写真 - 7）間伐等により森林整備が行われた様子



② 県民や企業の協働による森林の再生

森林の持つCO₂吸収機能を数値化し、見える化する「高知県CO₂吸収認証制度」により、「CO₂吸収証書」を発行することによって、その社会的な認知度を向上させるとともに、環境問題に積極的に取り組んでいる企業（環境先進企業）と地域が協働して「森林整備」と「交流」を柱とした取組を行う「協働の森づくり事業」を行うことで、森林の再生を進めます。

(2) 公共工事等の環境配慮

公共工事等を行う際には、道路工事における掘削に伴う斜面を自然林に復元する工法や、

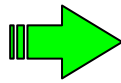
河川が本来有している多様な自然環境・生態系・景観を保全・創出するための多自然川づくりを推進するなど、環境に配慮するとともに、積極的な木材利用に努めます。(写真-8・9)

なお、県が公共事業等を行う際には、文化環境配慮方針に基づき環境負荷の軽減を推進します。

(写真-8) 自然林が復元された様子



施工直後

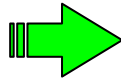


施工後約10年

(写真-9) 多自然川づくりの様子



施工直後



施工後約18年

(3) 清流及び生活環境の保全

① 清流保全計画の策定と見直し

「高知県清流保全条例（平成元年12月）」及び「高知県清流保全基本方針（平成18年3月）」に基づき、各河川の清流保全計画の策定と、策定後の各河川の計画について見直しを適宜行い、その計画に沿った取組を進めます。

策定及び見直しにあたっては、水質だけではなく、水量、景観や生物多様性・生態系の保全、水文化の継承などを含め、流域で暮らす方々の歴史と知恵を生かし、流域全体で取り組む必要があるという認識のもとに、流域市町村や住民、団体と連携・協働して取り組みます。

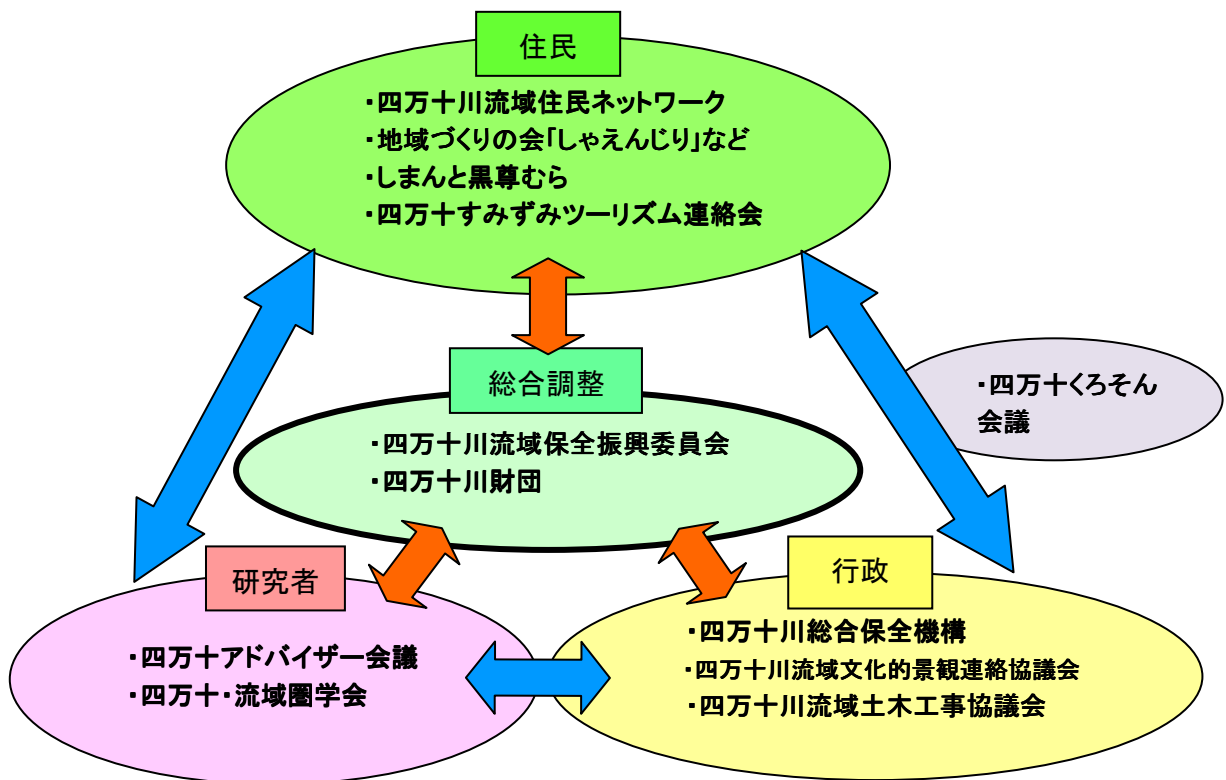
このような認識を踏まえ、「物部川清流保全計画（平成 20 年 6 月）」や「第 2 次仁淀川清流保全計画（平成 22 年 3 月）」の策定を行っており、今後は、流域市町村や住民、団体と一体となって、山・川・海をつなぐ大きな水循環と人々の暮らしの視点に基づいた、清流保全に取り組みます。

② 四万十川の保全と流域の振興

四万十川流域においては、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成 13 年 3 月）」に基づき、重点地域における許可制度の運用や清流基準の設定などの取組を行い、住民、流域市町、国等のすべての関係者と連携・協働して、流域のめざすべき将来像の実現に向けた取組を進めます。（図-11）

また、四万十川の持つ自然・歴史・文化といった多様な地域資源を活用し、流域の持続的な発展に取り組むための基本指針として「四万十川流域振興ビジョン(平成 22 年 3 月)」の策定を行っており、今後は、その基本指針に基づき体系化された施策について、流域住民・事業者・行政がそれぞれの立場で協力しあい、地域づくりを推進していく、「協働型社会」の実現をめざして取り組みます。

（図 - 1 1）四万十川流域における活動組織



③ 生活環境の保全

水環境、大気環境に係る対策や化学物質による環境問題等への対応、土壌汚染や騒音などの対策を推進し、安全で快適な生活環境を守るため、河川や大気などの環境監視を継続するとともに、排出源の監視指導や県民への情報提供などを通じて、生活環境の保全に努めます。

(4) 生態系・希少動植物の保全

① 希少野生動植物の保全

レッドデータブック等により希少野生動植物の保全に関して啓発を行うとともに、「高知県希少野生動植物保護条例（平成 17 年 12 月）」や「高知県うみがめ保護条例（平成 16 年 3 月）」に基づく希少野生動植物に関する調査、県指定種の追加指定や保護区の設定を検討し、希少野生動植物を絶滅の危機から守り、豊かな生物多様性の保全を図ります。

併せて、保護推進員等を設置し、推進体制を整備するなど希少野生動植物の保護を図ります。

② 鳥獣の保護・管理

「高知県第 10 次鳥獣保護事業計画（平成 20 年 3 月）」に基づき、農林水産業との調和及び利害関係者の意見調整を図りながら、野生鳥獣の良好な生息環境を維持するため、鳥獣保護区の指定などを行い、野生鳥獣の保護及び繁殖を図ります。

また、特にニホンジカ、イノシシについては、「高知県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（平成 20 年 3 月）」及び「高知県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（平成 20 年 3 月）」に基づき、農林業被害や自然生態系への被害を軽減するとともに、生物多様性の確保を図り、健全な地域個体群としての生息維持に努めることで、地域住民との共存を図ります。

③ 漁場環境の保全

環境負荷の少ない漁業生産活動を推進するとともに、磯焼け対策など沿岸域の環境の保全及び修復を行います。

また、森林及び河川流域における環境保全の取組との連携を強化し、漁場の機能の回復に努めます。

④ 自然公園の適正利用と施設整備

「自然公園法」や「県立自然公園条例」に基づき、優れた自然の風景地の保護と適正な利用を図るとともに、自然とのふれあいを求める県民のニーズに適切に対応するため、多様な自然環境を保全しつつ、安全で快適な利用施設の修繕・整備等を進めます。

4 環境ビジネスの振興

国全体が低炭素化へ向けて動き出すなかで、本県では、「協働の森づくり事業」を拡充したCO₂吸収量の認定制度の創設や、国に先んじたオフセット・クレジット（J-V E R）制度による排出量取引の試み、さらには、協働の森づくり事業に参加する企業によるCO₂のカーボン・オフセットの取組など、環境のトップ・プランナーをめざした先進的な取組を進めており、こうした取組を環境ビジネスにつなげていくことが必要です。

今後、国の動向も踏まえながら、本県の恵まれた自然環境を活かした産・学・官の連携による環境への負荷の少ない環境配慮型製品やサービス、環境保全に資する技術やシステムなどの環境ビジネスを育成・支援するなど、常にトップ・プランナーを意識した取組を進めていきます。

（1）県として主体的に取り組むべき事業

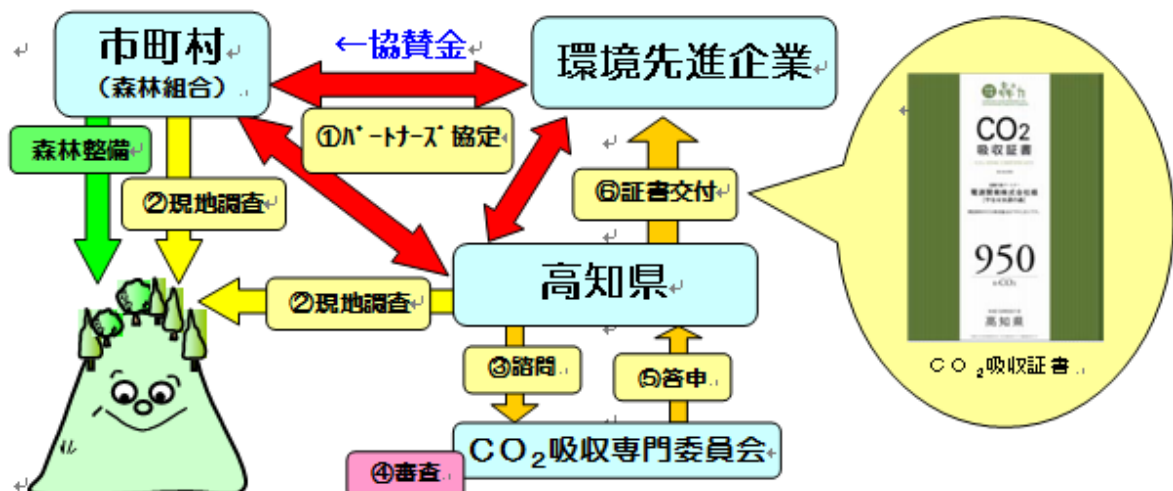
① 高知県協働の森 CO₂ 吸収認証制度の拡充及びオフセット・クレジット（J-V E R）制度を活用した森林経営・管理事業の活性化

協働の森づくり事業においては、適正間伐の施行された森林について、積極的にCO₂吸収量を認定し、CO₂吸収証書を発行することにより、環境先進企業にCSR活動の「見える化」を進めています。（図-12）

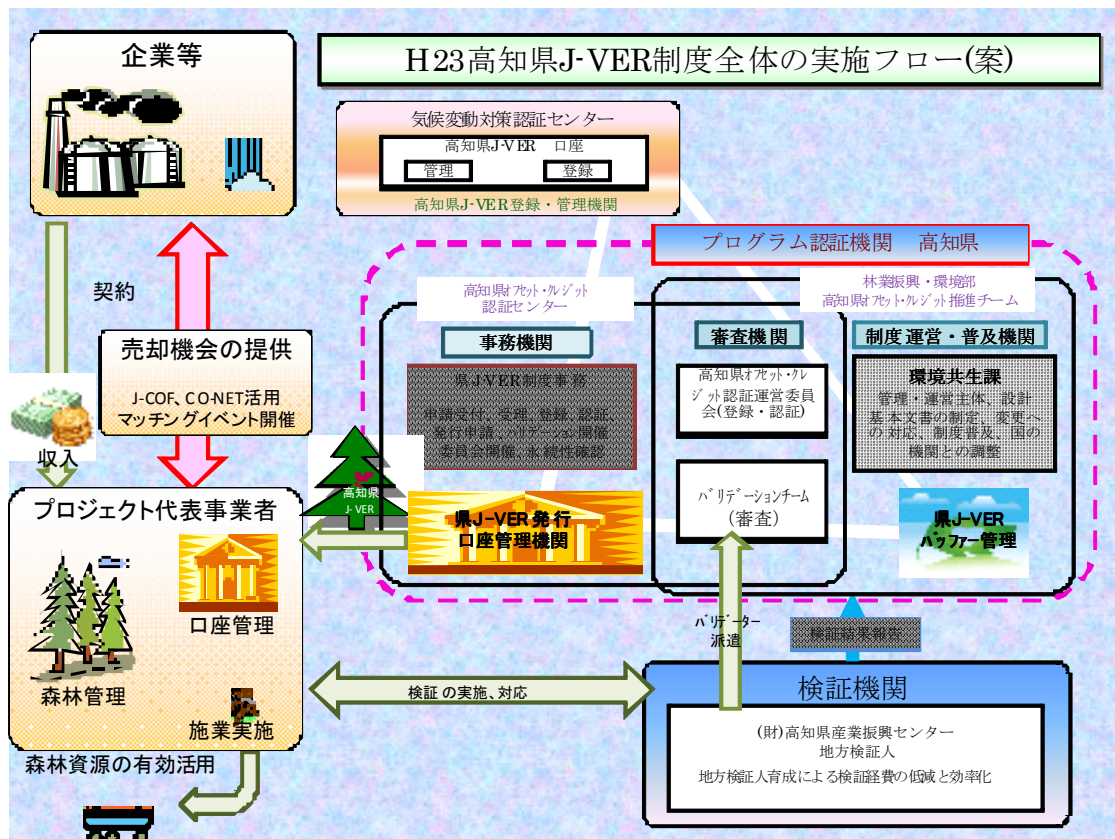
県では、国のJ-V E R制度を積極的に推進するとともに、さらに事業の拡充を図るため、同制度に基づき、都道府県プログラム認証の認可を受けた、全国レベルで市場流通が可能となるクレジットを、「高知県J-V E R制度」として県内で発行できる仕組みを創設しました。

この「高知県J-V E R制度」により、従来のCO₂吸収証書に代わり、オフセット・クレジットとして環境先進企業に購入してもらえるよう、例えば、商品の製造過程で出るCO₂排出量や従業員の通勤時の交通機関利用に伴うCO₂排出量などを打ち消すカーボン・オフセットに利用できる取組を提案していきます。（図-13）

（図 - 1 2）高知県協働の森CO₂吸収認証制度



(図 - 1 3) 高知県J-VER制度



② 環境先進モデル事業への支援と国への働きかけ

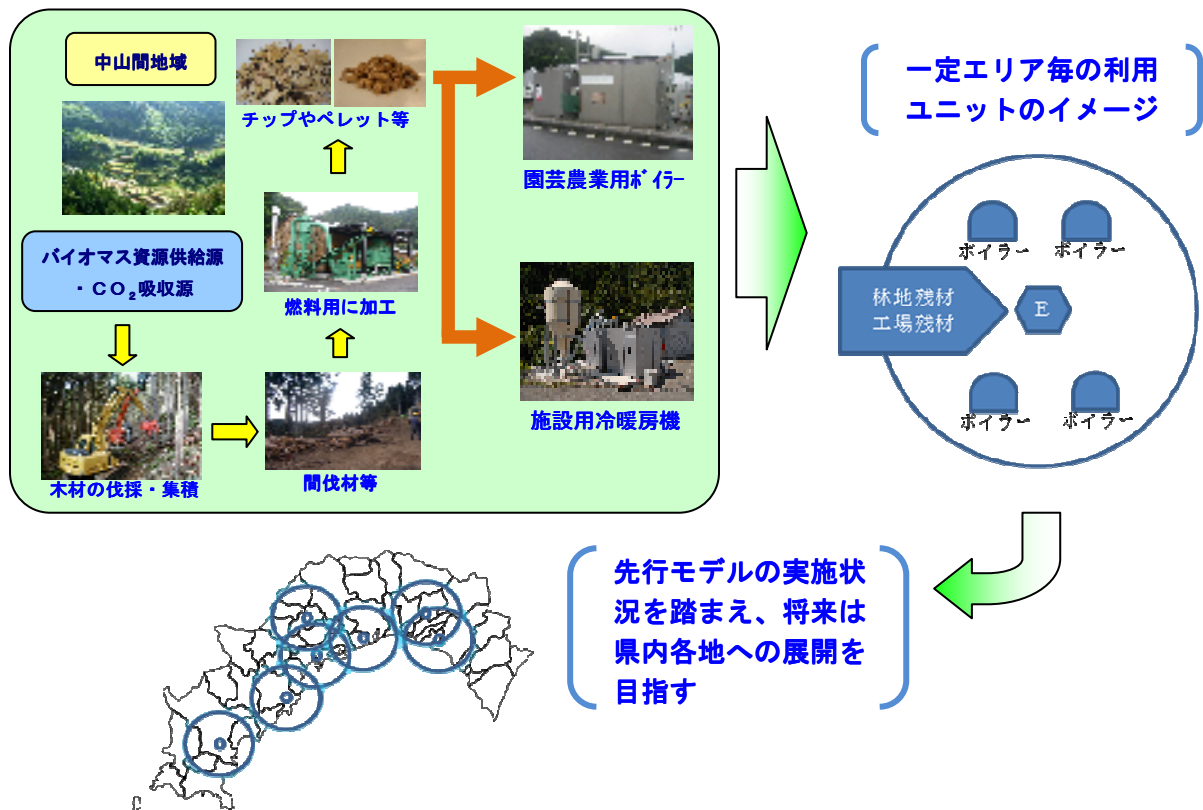
本県の中山間地域は、バイオマス資源供給源やCO₂吸収源としての役割が期待されており、これらの地域特性を活かした環境に関する先進的なモデル事業に、引き続き支援していくとともに、循環利用の取組を定着化させるため、具体的な事業展開を図っていくうえで、国の新規事業の開拓や補助事業等に採択されるよう強く働きかけを行っていきます。(図一14)

(具体的な事業例)

- 木質バイオマス燃料を使用した園芸農業用ボイラー設備投資への支援制度
- 木質バイオマス原材料である間伐材、端材の安定供給に向けた支援制度
(木質バイオマス燃料製造事業者、または原材料供給林業関係者)
- 木質バイオマスを活用した、需要と供給体制を一定エリアごとに整備した利用ユニットの先行モデルの整備

など

(図 - 1 4) 木質バイオマスのエネルギー利用 (イメージ図)



(2) 先進的市町村と連携した取組

国が低炭素型の都市や地域づくりを進めるために公募した環境モデル都市について、本県では平成21年1月に栲原町が選定されています。

具体的な事業内容としては、林地残材などからチップやペレットなどを生産し、ボイラー等の燃料として活用するとともに、木質系燃料の生産・利用による事業収入や企業との協働により森林づくりに取り組む、「木質バイオマス地域循環モデル事業プロジェクト」を展開しています。

また、同町では、風力発電施設や太陽光発電、小水力発電などの積極的な整備を図り、産業・業務・家庭部門における電力自給率100%超の実現をめざしています。

地域や流域の自然を活かした低炭素社会、資源循環型社会づくりを、住民・事業者及び行政も含め、地域全体で推進し、地域活性化につなげていく取組であり、県としても重点的に支援し、連携した取組を進めていくことが求められています。

特に、栲原町の環境モデル都市の取組については、木質バイオマス燃料製造事業に協賛・参画している環境先進企業が、栲原町にとどまらず、四万十川流域の全自治体との連携による資源循環型地域社会づくりの構想の検討につながるなど、本県の一大広域モデル事業になる可能性を秘めており、本県のこれからの施策の方向性を示すものと言えます。

(図一15)

5 環境学習の推進とネットワークづくり

本県の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが環境問題について理解を深め、自発的に環境に配慮した生活や活動に取り組むことが必要です。

そのためには、学校、家庭、地域、企業等が連携・協働しながら、環境学習や環境保全活動を推進することが重要であり、環境学習の機会や場の充実、地域における環境学習の指導的役割を担う人材の育成及び適切な情報提供に取り組めます。

(1) 幼少期・青少年期における環境教育の充実

幼少期から青少年期までは、人の成長において最も大切な時期です。その時期に子どもたちが自然や身近な地域の中での様々な体験活動を通じ、豊かな感受性や生命を尊重する心、環境に対する関心を培うことが将来の様々な活動において、環境に配慮した活動につながることから、子どもたちの発達段階に応じた環境教育の総合的な取組を進めます。

① 幼少期における環境教育の取組

幼少期における親子の「森あそび」を中心とした、様々な自然体験活動が通年実施できるよう環境整備を行うとともに、参加を呼びかけるための情報提供を行います。

また、「森あそび」を中心とした自然体験活動を推進するため、「森のようちえんネットワーク」の構築を図ります。

② 青少年期における環境教育の取組

小中学校及び高等学校における各教科や総合的な学習の時間などを活用し、社会や理科など各教科の特質や地域の状況等に応じた環境教育への取組に努めるとともに、小中学校においては各学校で策定する教育計画へ環境教育を位置付けていくよう努めます。

また、環境教育を推進するためのモデル校の指定、省エネ教育と併せ、地球温暖化防止にも貢献する「50/50（フィフティ・フィフティ）モデル事業（CO₂ CO₂ 削減コンテスト）」や「こども環境家計簿」の取組などへ各学校が参加するなど、環境に対する意識を高める取組を進めます。（写真－10・11）

（写真 - 10）CO₂ CO₂ 削減コンテスト表彰式の様子



（写真 - 11）こども環境家計簿



(2) 地域における環境学習の支援

地域における環境学習の推進を図るため、県内で環境学習を行おうとする団体に対し、学習機材、環境学習車等の貸し出しや、森林保全ボランティア、地球温暖化防止活動推進員、省エネマイスター、環境教育リーダーなど目的に沿った環境学習講師の紹介を行うほか、「こどもエコクラブ」など地域での自主的な環境学習を支援します。(写真-12・13)

また、企業、学校、環境関連施設などとの連携を図り、あらゆる分野からの環境学習の講師を開拓するとともに、様々な機会をとらえて多様な場での環境学習を推進し、県民の環境保全意識の高揚に努めます。

(写真-12) エコまなぶ号 (移動環境学習車)

(写真-13) エコクラブ交流会の様子



(3) 学校や地域との協働による環境保全活動の促進

身近な環境の保全には、地域社会の活力や地域住民の絆を一層強化し、地域コミュニティが大きな役割を果たすことが重要であるため、多様な主体が緊密に連携・協働しながら環境保全活動への参加率を高め、取組の輪を広げます。

① 次世代を担う青少年と地域との協働による取組

高校生、大学生等が主体となって地域の環境問題の解決に向け自らが参画し、環境問題に関する専門的な学習や地域の人々と協働して取り組む地域活動を支援します。

② 多様な主体の協働による取組

地域の住民と行政が連携・協働し、道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動を推進するとともに、NPO等の環境団体、企業、学校、地域など様々な主体による環境保全活動の促進や支援に努めます。

また、協働の森づくり、川づくり、海づくり事業などに取り組んでいる企業のCSR活動を促進するとともに、地域や学校との交流を図り、森林保全ボランティア活動をはじめとする環境活動の支援に努めます。

(4) 環境学習を推進するための人材育成

環境教育の担い手となる教職員の育成、授業に活用する環境副読本や教材などの充実を図り、教育現場への普及に努めるとともに、地域で活動する森林保全ボランティア、地球温暖化防止活動推進員、省エネマイスター、環境教育リーダーなどの環境学習講師の資質の向上や人材の育成、生涯学習活動を担う地域での人材発掘を図ります。(写真-14・15)

また、効果的な環境学習を提供するにあたり、企画運営を行うプロデューサーや専門分野の指導者及び団体を繋げるコーディネーターなどの養成を行うため、自然体験活動や環境学習の企画・運営、連絡調整を行う指導者の養成プログラムを開発し、養成講座を実施します。

(写真-14) 地球温暖化防止活動推進員研修の様子 (写真-15) 省エネマイスターのステッカー



(5) 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供

県民が環境学習や環境保全活動に参加しやすいように機会を提供するとともに、より利用しやすい学習プログラムの開発を行い、県内の環境活動の活発化を図ります。

① 環境活動の情報提供・情報共有

県内の環境活動に関する情報をメールニュースや県などのホームページその他多様な媒体を活用して発信するほか、NPO等の環境団体の活動発表や交流の場を設けるとともに、県内の環境学習施設の連携や情報共有を図ります。(写真-16)

また、NPO等の環境団体や企業等による「高知自然学校」と称するネットワークを構築し、それぞれの個性や特徴を生かした、魅力ある自然体験活動や環境学習の機会を提供します。

② 環境学習プログラムの開発

本県の豊かな自然を身近に体感し、その大切さを認識することができるよう、幅広い世代の方が積極的に自然体験活動や環境学習に参加できる新たなプログラムや、森・川・海のつながりを意識した広域を対象とする教材及び地域全体を教材にしたプログラムを開発します。

また、NPO等の環境団体の各々がもつ個性や地域性、知識や技術など、情報と人材を共有し、互いに協働しながら新しいプログラムを開発します。

③ 家庭における環境配慮行動の取組

家庭での省エネの普及に向けた環境家計簿の取組や店頭でのレジ袋削減に向けたマイバッグ運動、地産地消の推進など、消費生活に関わる物品やサービスに関する情報提供や導入支援を実施します。(写真-17)

④ 環境情報の収集及び提供

環境に関する状況や環境保全活動の取組など、環境情報の収集を行い、県民や企業などの多様なニーズに対応できるよう、環境白書や県ホームページ、各種刊行物などの媒体を活用し、利用しやすい環境情報の提供に努めます。

⑤ 広域的な環境施策

地球温暖化対策や3Rの推進など、広域的に関連する環境施策について、県内市町村や他県と連携し、効果を高めるような取組を進めます。

(写真-16) 地球温暖化防止フォーラムのチラシ

(写真-17) 県庁ロビー展の様子



○各分野における達成度の指標

本計画の効果的な推進のため、2015年（平成27年）度までの5カ年でめざす各分野の達成度の指標を定量的に掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

1 地球温暖化への対策

【環境指標（内容）】

■**県内の温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）比で31%削減を達成します。**

※指標の目標年度は高知県地球温暖化対策実行計画に基づく2020年（平成32年）度です。

参考：基準年の1990年（平成2年）から2020年（平成32年）までに、温室効果ガスの排出量が5.5%減少することが見込まれており、削減目標の31%から減少分を除いた25.5%を削減する必要がある。

このうち、16%を森林整備による森林吸収源対策で、残りの9.5%を県民や事業者による排出削減対策により、削減目標を達成する。

2 循環型社会への取組

【環境指標（内容）】

■**県民一人当たりゴミ（一般廃棄物）排出量を一日956g以下に削減します。**

■**産業廃棄物の排出量を年間1,149,000t以下に削減します。**

参考：H20 一人当たりゴミ排出量 969g、H20 産業廃棄物排出量 1,172,000t

3 自然環境を守る取組

【環境指標（内容）】

■**県内民有林の3ヶ年間（H21～23）の間伐面積を合計45,000haとします。**

※指標の目標年度は高知県産業振興計画VER.2に基づく2011年（平成23年）度です。

■**公共土木工事の木材利用量を工事費1億円当たり基準値（H16～20の平均値）の1.5倍（8m³/億円→12m³/億円）とします。**

※指標の目標年度は県産材利用推進に向けた行動計画に基づく2014年（平成26年）度です。

■**公共用水域における水質汚濁（BOD・CODのみ）に係る環境基準達成率を93%以上（BOD：95%以上、COD：85%以上）とします。**

■**地下水における水質汚濁に係る環境基準達成率を94%以上とします。**

■**特定鳥獣の年間捕獲目標をニホンジカ30,000頭、イノシシ6,000頭とします。**

参考：H21 県内民有林の間伐面積 10,717ha

H16～20 公共土木工事木材利用量の工事費1億円当たり基準値の平均：8m³/億円

H21 公共用水域の環境基準達成率90.0%（BOD：91.8%、COD：81.8%）

H21 地下水の環境基準達成率91.2%

H21 ニホンジカ捕獲頭数 11,361頭、H17～21 イノシシ年間平均捕獲頭数 6,673頭

4 環境ビジネスの振興

【環境指標（内容）】

■**協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結件数（新規・更新）を増加させ、締結市町村を全市町村に広げます。**

■**オフセット・クレジット（J-VÉR）制度によるH23削減クレジットを4,500t-CO₂創出するとともに、H18～23（累計）の吸収クレジットを60,000t-CO₂創出します。**

※指標の目標年度は高知県産業振興計画VER.2に基づく2011年（平成23年）度です。

4 環境ビジネスの振興

【環境指標（内容）】

■木質バイオマスの年間利用量を13万2千トンとします。

※指標の目標年度は高知県産業振興計画VER.2に基づく2011年（平成23年）度です

■環境保全型農業を推進し、以下の目標を達成します。

（ナス類での天敵導入農家率：65%、ピーマン類での天敵導入農家率：80%、
ミョウガでの天敵導入農家率：90%、土壌診断処方箋点数（野菜）：9,200点
生産履歴記帳率：100%、エコシステム認証取得率：80%）

※指標の目標年度は高知県産業振興計画VER.2に基づく2011年（平成23年）度です。

■リサイクル製品等認定制度によるリサイクル製品を100件以上、環境配慮型事業所（エコショップを含む）の認定数を20件以上とします。

参考：H22.12月末協働の森パートナーズ協定締結件数50件、締結市町村数22市町村
H22.12月末削減クレジット発行量：5,920t-CO2（うち販売量：3,310t-CO2、24件）
H22.12月末吸収クレジット発行量：285t-CO2（うち販売量：29t-CO2、3件）
H21 木質バイオマスの年間利用量：8万6千トン
H22.7 調査時点のナス類での天敵導入農家率：50%（導入面積率：59%）
H22.7 調査時点のピーマン類での天敵導入農家率：64%（導入面積率：77%）
H22.7 調査時点のミョウガでの天敵導入農家率：47%（導入面積率：44%）
H22.7 調査時点の土壌診断処方箋点数（野菜）：9,586点
H22.3 調査時点の生産履歴記帳率：91%
H22.10 調査時点のエコシステム認証取得率：26%（栽培農家数：2,034戸）
H21 県リサイクル認定製品74件、環境配慮型事業所認定数15件、エコショップ認定数1件

5 環境学習の推進とネットワークづくり

【環境指標（内容）】

■「森のようちえんネットワーク」の実施団体が行う、自然体験活動への参加延べ人数を年間800人以上とします。

■地域と協働して取り組む環境保全活動を公立高校の8割で実施します。

■環境学習を行うにあたって、企画運営を行うプロデューサーを延べ48人、環境団体をつなぐコーディネーターを延べ120人以上養成します。

■4テーマ（山・川・海・街）による環境学習プログラムの開発及びプログラム集の作成を行い、小・中学校や社会教育施設等に配布し、環境教育の内容を充実します。

※指標の目標年度は環境学習推進事業に基づく2013年（平成25年）度です。

参考：H22「森のようちえん」の自然体験活動への参加延べ人数：894人（H21参加延べ人数：312人）

*本計画の計画期間内（5年間）において、目標年度を迎えた環境指標及び目標を達成した環境指標については、適宜見直すとともに、現在の環境指標についても、本計画に基づく施策によって改善された達成度を評価できるよう検討を行います。

第5章 計画の推進

本計画の着実な推進を図るため、各主体の役割及び計画推進のための基本的な考え方を明確にした上で、進行管理の体制及び手順を示します。

また、計画の全体像及び計画に基づく施策や事業について体系的に整理し、進捗の管理を行います。

1 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

① 県の役割

各主体が自主的・積極的に環境に配慮した行動を実行できるよう、取組の方向性を明らかにするとともに、制度や仕組みの整備、人材の育成、関連情報の提供、効果的な普及啓発等を推進します。

また、自らが事業者として、環境の保全と創造に関する取組を率先して実行します。

② 市町村の役割

地域の社会的及び環境的な特性を熟知している市町村は、地域に密着した環境づくりを進めるための重要な役割を担っています。

したがって、市町村は、県に準じた施策やその他独自の施策を自主的・積極的に展開することが期待されます。

③ 事業者の役割

今日では通常の事業活動に起因する環境への負荷が増大しており、資源の採取、生産、流通、加工、販売など、様々な事業活動に際して、公害防止はもとより、環境への負荷の低減を自主的に進めるなどの環境への配慮が必要です。

また、社会的責任の重要性や地域の構成員としての役割を認識し、その能力を活かした積極的な環境保全活動が期待されます。

一方、環境保全に関する事業活動の展開は、本県の豊かな環境の保全と創造を図るとともに、地域の振興に寄与するという点で重要であり、積極的な取組が期待されます。

④ 県民の役割

今日、県民の日常生活に起因する環境への負荷が増大しており、このことはゴミ問題や地球温暖化問題と深く関わりがあります。

このため県民には、人と環境との関わりについての理解を深め、日常生活に起因する環境への負荷の低減や、身近な環境をより良いものにしていくための行動に、一人ひとりができる範囲で、実行していくことが期待されます。

⑤ NPOの役割

環境保全に関するNPOのもつ豊かな知識・経験が活かされ、さらには次世代を担う子どもへ広がるなど、あらゆる人々への取組の展開が地域で期待されており、その活動は大変重要となっています。

また、NPOには、公益的な視点からの県民への啓発活動や、地域の環境活動への自主的な参加や、専門的知識を活かし、事業者、県、市町村など各主体との協働による取組が期待されます。

そして、その能力を活かし、行政その他の各主体への提言を行うことも期待されます。

(2) 推進体制の整備、各主体との連携・協力

本計画を推進するため、庁内においては横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、課題解決のための体制づくりに取り組みます。

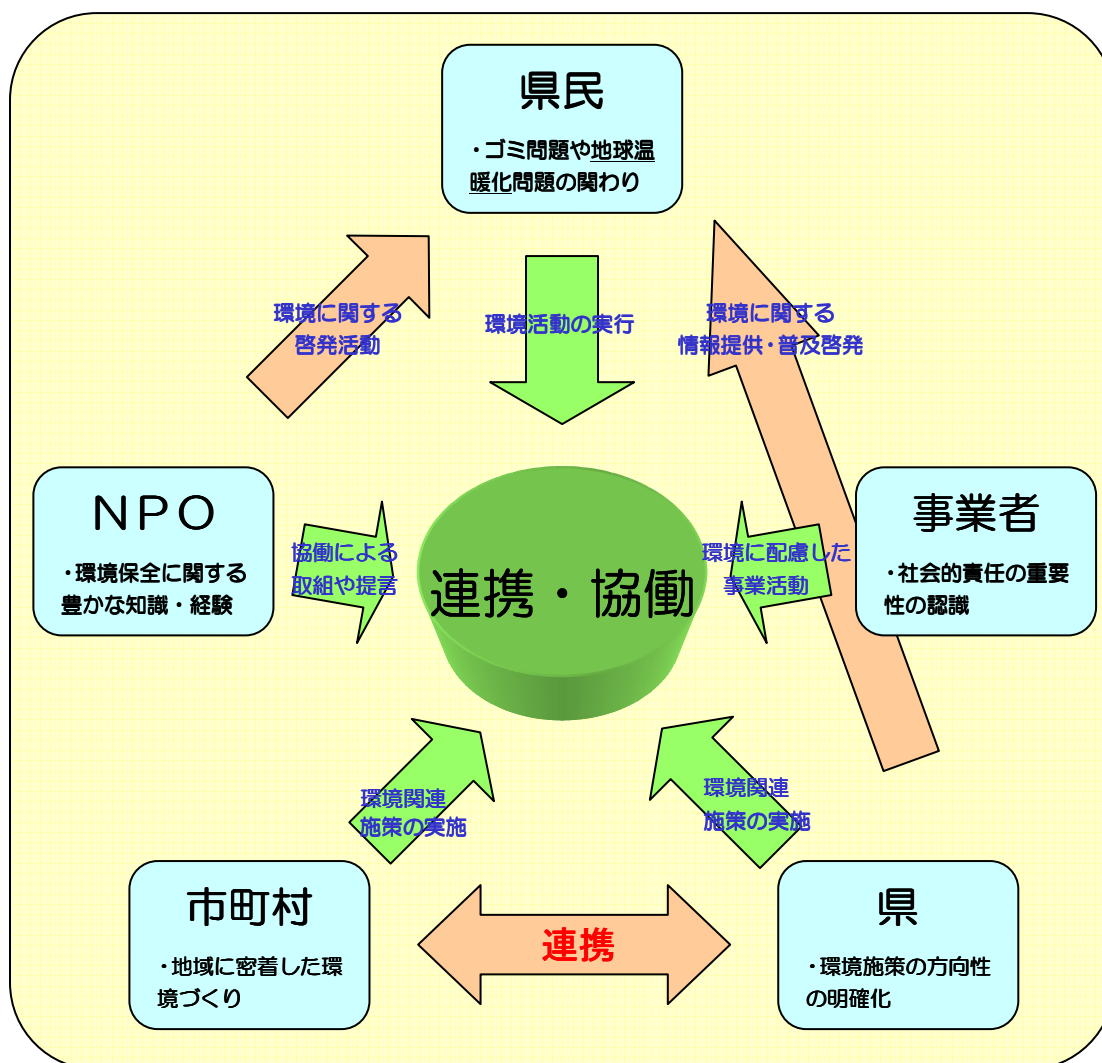
また、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参加・参画し、連携・協働した取組を推進します。(図-16)

(3) 財政上の措置

県は、この計画に掲げた各種の施策を着実に実施するため、本計画の推進状況等を勘案しつつ、重点的に必要な財源の確保に努めます。

なお、財源については、予算化や税制、国等の補助事業の他、県民の環境活動の活発化による直接的な県民の参加、省エネルギーの提案、施設の提供など包括的なサービスを提供するESCO事業など民間事業の活用、事業者の社会的責任への関心の高まりを背景とした環境保全事業などによる実施に努めます。

(図 - 16) 環境基本計画の推進体制



2 計画の進行管理

(1) 進捗状況の点検

計画の各分野の施策や取組には、主要なものについては定量的な指標を与え、毎年その達成度を点検するほか、その他の事業についても、取組結果を定性的にとりまとめ、計画の進捗状況を点検します。

進行の点検は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の策定 (Plan)、県の事業や取組等の実施及び運用 (Do)、取組の実施状況等の点検及び評価 (Check)、事業内容等の見直し (Action) という一連の手続きに沿って実施します。

(2) 計画の施策等の見直し

計画の進行状況の点検及び評価結果を踏まえ、必要に応じて個別の施策等の見直しや新規事業の検討を行います。

(3) 評価及び公表

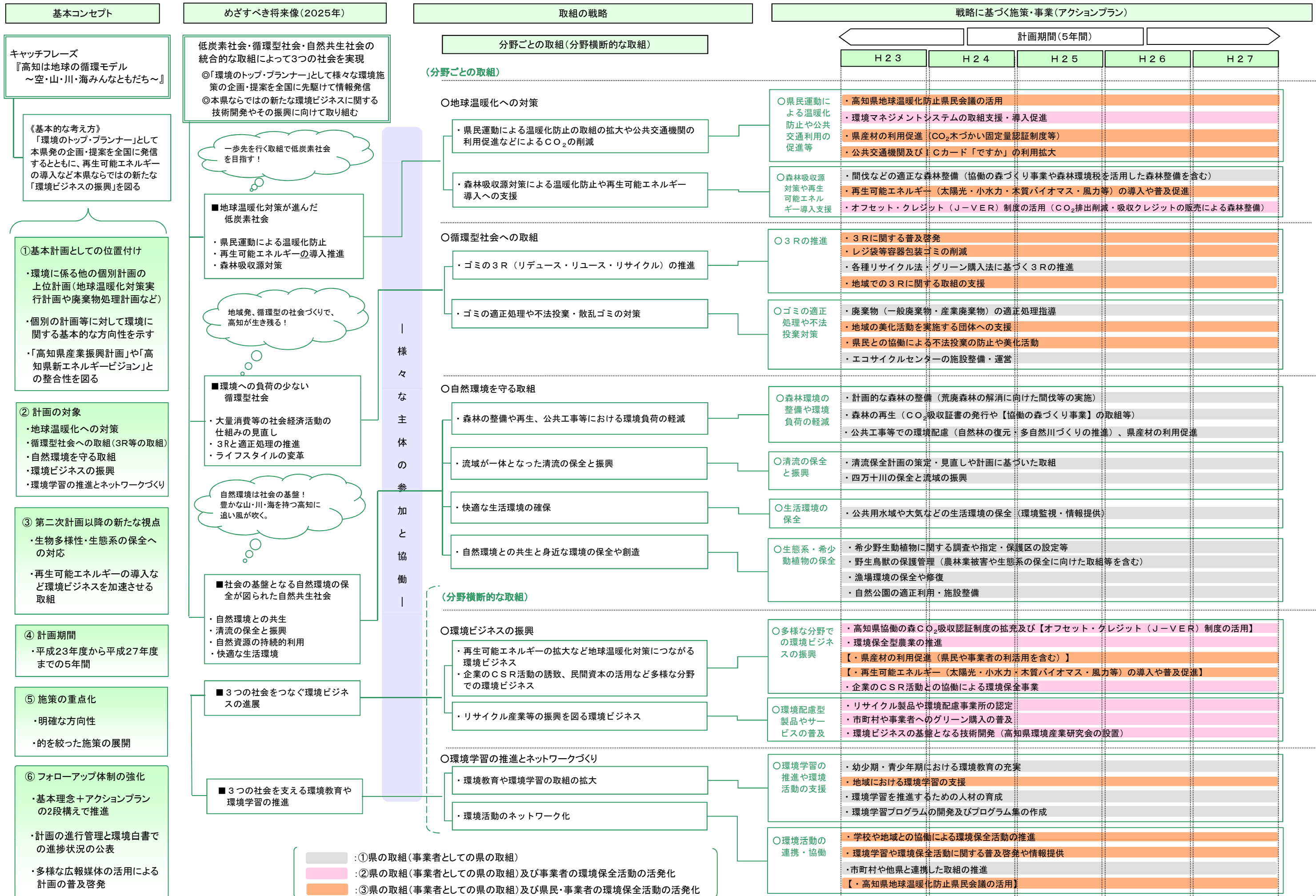
計画の点検及び評価結果は、高知県環境審議会に報告し、意見及び助言を受けながらとりまとめ、毎年度、高知県環境白書により県民に公表します。

(4) 計画の普及啓発

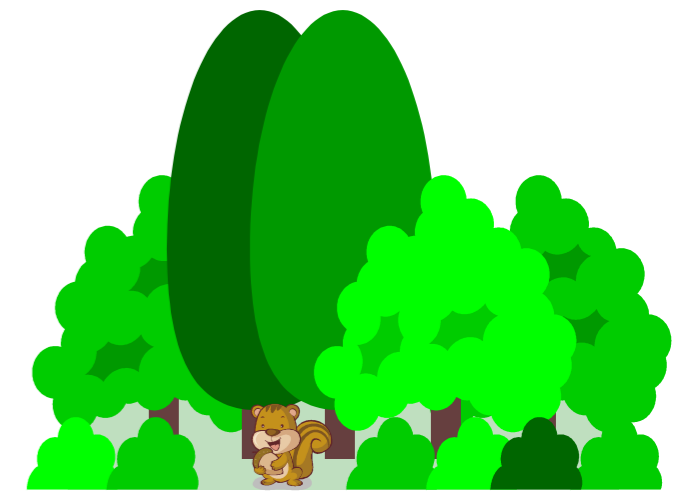
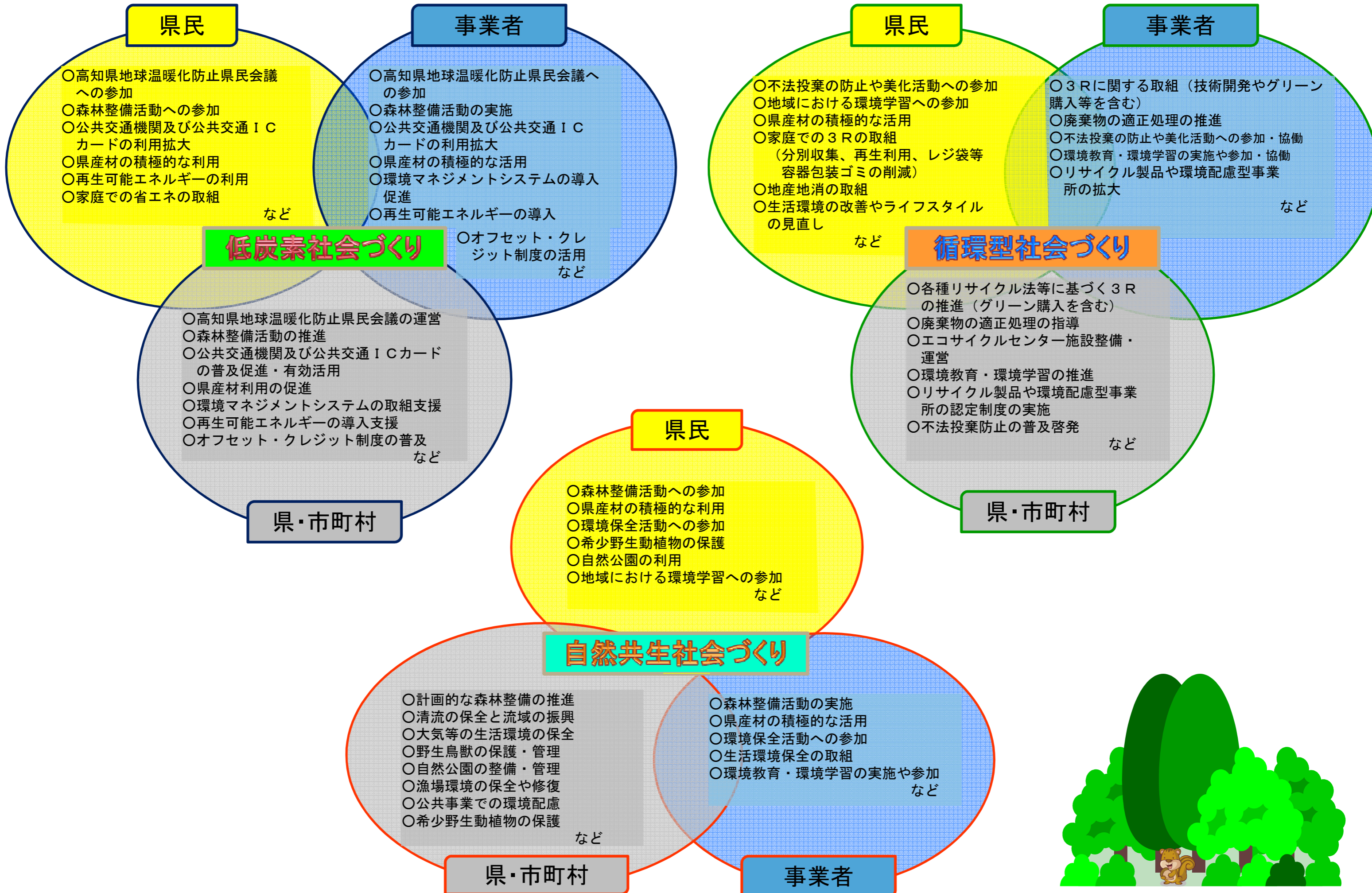
計画の推進を図るためには、社会を構成するすべての主体の参加と協働を得ることが必要であることから、本計画を分かりやすい内容にすることや、いつでも入手できるよう、普及・啓発資材の作成・配付、県ホームページ等の多様な広報媒体の活用により、広く周知を図ります。

參考資料

1 事業体系表



2 実施主体ごとの主な役割



3 高知県産業振興計画に基づく取組（概要）

（1）林業分野の取組【P48～P49】

- ① 林業・木材産業の再生（県産材の利用促進を含む）
- ② 木質バイオマス利用の拡大
- ③ 森のものの活用
- ④ 健全な森づくり（荒廃森林解消に向けた森林整備（間伐）の推進やオフセット・クレジット（J-V E R制度）を活用した森林整備の推進を含む）

（2）環境保全型農業の推進【P50】

（3）高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会の仕組み【P51】

（4）成長分野育成支援事業（高知県環境産業研究会を含む）【P52～P53】

（5）高知県新エネルギービジョン【P54～P55】

豊かな森林資源を活用した所得の向上と雇用の創出

現 状

戦略の柱【1. 林業・木材産業の再生】

国際的な木材需給の状況や、地球温暖化の防止などに対する森林への関心の高まりなどから、国産材が見直されてきています。

また、製材品の工業製品化が求められる一方で、木材という自然素材に対して、安全・安心といった面での関心が高まっています。

原木生産

- ①森林の所有規模が小さく、まとまりのある施業地を確保しにくいことに加え、林業の採算性の悪化から素材生産は停滞しています。
- ②高いマネジメント能力や効率的な生産（伐採・搬出）システムを備えた林業事業者が少ない状況です。
- ③林業の担い手が高齢化・減少しています。

加工

- ④県内の加工事業者の多くは、消費者ニーズに対応できていません。
- ⑤消費者の求める、高品質な製品を大量に供給できる事業者が少ない状況です。

流通

- ⑥木材価格が低迷する中で、原木価格に占める流通コスト負担が大きくなっています。
- ⑦大消費地から遠隔地であることに加え、取引単位が小さく、小口輸送のため、輸送コストがハンディとなっています。

目 標

集約化・効率化

中長期目標
●原木生産量
44万6千m³→65万m³



- ①森の工場の整備
施業地を集約化し効率的な生産システムにより、計画的に木材を生産する「森の工場」を整備します。
- ②事業者の育成
低価格でも収益を確保できる、競争力を持った林業事業者を育成します。

中長期目標
●担い手 1,508人 →1,700人
●年収 (林業雇用労働者(原木生産)) 400万円

- ③担い手の育成
効率的な生産システムに対応できる担い手を育成・確保します。
自伐林家等による生産活動を促進し、所得の向上を目指します。

共同化・効率化・高付加価値化・統合化

中長期目標
●製材品の生産量
31万1千m³→35万5千m³



- ④製材工場等の体制の整備
協同化や大型加工施設の設置により、生産量の拡大を図ります。

中長期目標
●乾燥材の生産量 5万4千m³→11万9千m³

- ⑤製品の品質の向上
乾燥機などの導入の促進により高品質化を図ります。

- ⑥原木の流通体制の整備
伐採現場から製材工場へと原木の流通を短絡化するとともに安定供給を図ります。

- ⑦製品の流通体制の整備
産地・消費地間の大ロット輸送と、消費地での効率的に配送できる体制をつくります。

主な施策

- ①
 - ◎集約化などソフト対策の強化
 - 地形や資源状態など、個々の森林にマッチする効率的な作業システムの導入を促進
(作業道の開設や高性能林業機械等の導入、既設作業道の機能強化・復旧や架線集材システムへの支援)
- ②
 - 高い生産性を実現している先進的な事業者の取組事例の普及
(先進林業機械の作業性等の調査・検証を行うとともに、それらも活用した地域に即した効率的な作業システムの普及指導の実施)
 - ◎林業事業者における経営ビジョンの作成やマネジメント能力の向上への支援
 - ◎森林組合と建設業者等とのジョイントにより林業への参入を促進
(建設業者等の参入のサポートや作業効率の向上に向けたフォローアップなど)
- ③
 - 所得の向上など事業者における就労条件の改善による新規就業の促進
 - ◎新規就業者等に対するきめ細やかな支援
(関係機関と連携した求人情報の収集と、林業体験やOJTに加え前年度研修修了者へのフォローなど)
 - ★自伐林家等の生産活動を支援
(小口の素材やバイオマスを引き取る取組の普及など)
- ④
 - ◎製材工場における共同・協業化の促進
(地域に即したビジネスモデルの作成等をサポートなど)
 - ★大型加工場の誘致
- ⑤
 - ★JASなど性能表示木材の流通促進及びJAS認定工場の拡大
 - ◎乾燥機やグレーディング機器の導入の促進
- ⑥
 - 直送体制や協定取引の推進
 - 原木市場のコスト改善
- ⑦
 - ★製材品の共同輸送方式の検討 (県内集荷体制の強化)
 - ★量産化工場などでの安定取引先との提携の促進
 - ★大消費地に流通拠点を設置
(首都圏等に設置した流通拠点の有効活用)

現 状

販 売

⑧個々の事業体では営業力に限界があるため、製品市場に頼らざるを得ないが、出荷量と出荷額は年々減少しています。
森林県でありながら、戸建て住宅の木造率が全国平均を下回っています。

戦略の柱【2. 木質バイオマス利用の拡大】

原油価格の変動や地球温暖化対策への対応として、木質バイオマス燃料へのニーズが高まっています。

木質バイオマス

①製品の生産・供給コストが高く、木屑や木質ペレットを安定的に利用できる体制ができていません。

戦略の柱【3. 森のものの活用】

食の安全・安心や、自然への関心が高まっています。

森のもの

①特用林産物（きのこや木炭など）をはじめ、森の資源が活かしきれいていません。
②都市部での自然指向は高まっているが、中山間地域との交流人口は増えていません。

戦略の柱【4. 健全な森づくり】

水源かん養や災害防止など、森林のもつ公益的機能が注目されており、特に近年CO2吸収源対策としての森林整備が求められています。

森林管理

①適正に管理されず荒廃が懸念される森林が増加しています。

目 標

販売力の強化

⑧販売力の強化

安全・安心で環境に配慮した産地として消費地にアピールしていきます。
地産地消を推進し、木造住宅はもとより、県産材をあらゆるところで積極的に使用していきます。



未利用資源の有効活用

中長期目標

● 木質バイオマス利用量
9万7千トン→28万トン



①木質バイオマス利用の拡大

森林資源の新たな用途としてエネルギー利用の拡大に取り組みます。

中山間地域での所得向上

①森の資源の活用

地域のあらゆる資源を多彩に組み合わせることで付加価値を高め、中山間地域での所得の向上を図ります。



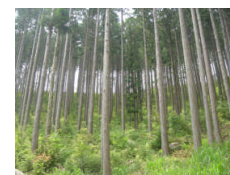
②都市との交流の促進

森林資源を活用し、森林・林業体験や森林セラピーなどエコツーリズムを推進し、都市との交流人口を拡大します。

健全な森づくりと新たな森林管理ビジネスへの展開

中長期目標

● 間伐面積（H20～H24）
75,000ha



①森林の適正な管理

森林所有者の管理意識の醸成と森林情報の把握に努め、間伐など必要な施業の実施と、新たにオフセット・クレジットの創出を積極的に推進し、適正に管理ができる仕組みづくりに取り組みます。

主な施策

⑧

- ◎企業と行政が連携し消費地での県産材の販路拡大
(土佐材展示会やセミナーの開催や、ユーザー情報の共有化)
- ◎商品力の向上への支援
(CO2固定認定、トレーサビリティ製品材の流通、地域材のブランド化)
- ◎木造住宅に関する情報発信の強化
(情報発信拠点による活動、消費者向けイベント、モデルハウスを活用した情報の発信)
- ◎公共事業や公共施設への県産材の率先使用
(県産材利用推進に向けた行動計画への取組を拡充)
- ◎県産材を利用した木造住宅の建築促進
(県産木造住宅の普及とリフォーム等への支援の拡充)
- ◎多様な木材・木製品の利用促進
(建築物の内装木造化、外構、什器、家具、備品類などへの広範な木材の利用)

①

- ★効率的な林地残材の収集や木質バイオマス燃料の安定供給への支援
- ★木質バイオマス利用機器の普及促進
(利用機器の改良・導入への支援)
- ★地域単位での集団利用の推進
(地域モデルの検討、燃焼灰の適正処理の検討)

①

- ◎地域の特用林産物生産活動の支援とPR
(市町村が取り組む後継者育成のための実践研修の支援など)
- ★特用林産物の共同集荷や多様な販売の仕組みづくり
(直販所や首都圏アンテナショップを利用した販売ルートづくりなど)
- ②
- ★自然とのふれあいや林業体験、森林セラピーなど、他分野と連携した魅力あるメニューづくりへの支援
(地域のアイデアをハンズオンサポートなど)
- ◎森林環境教育や森林保全ボランティアのリーダー育成
(学校林等の整備を通じた教育の実践及びボランティアの活動フィールドの確保)

①

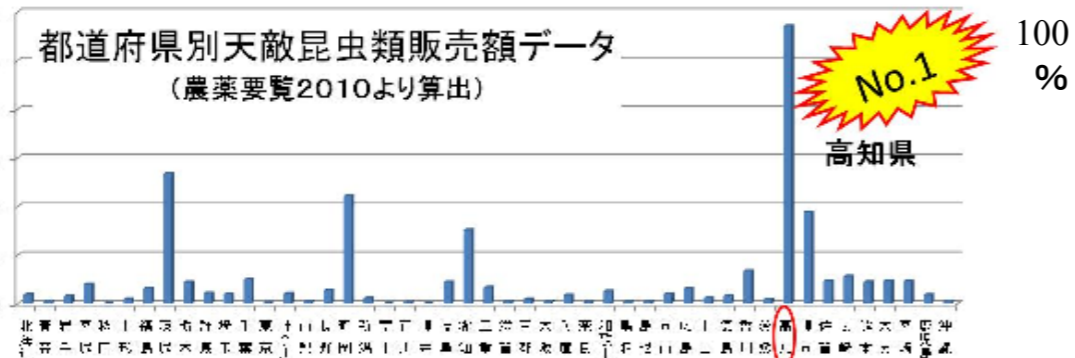
- ◎間伐の積極的な推進
- ★管理代行など新たな森林管理の仕組みの検討と、森林所有者への理解の促進
(森林管理代行の仕組みづくりに向けた、これまでの取り組みの検証と取りまとめ)
- ★オフセット・クレジット(J-V E R)制度を活用した森林整備の推進
(J-V E R制度の運用と、クレジットの販売対策の強化)

高知の野菜は
いつでも
安全安心で
おいしいね!

正念場の年!
産業振興計画

都道府県別天敵昆虫類販売額データ

(農薬要覧2010より算出)



5年目の到達目標:
環境農業:100%

H23はトップランナーへの
総仕上げ...100%達成に向け
トップスピードへシフトアップ!



基本方針

今までの取組

成果

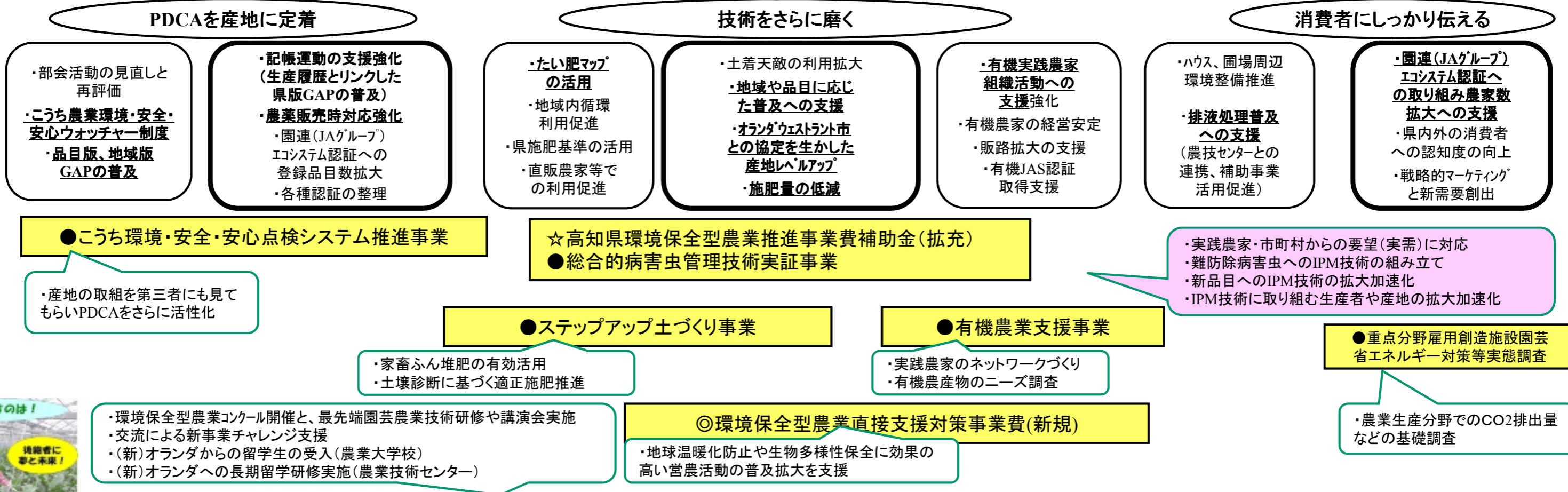
基本方針	農業者に対する意識啓発	農産物の安全・安心確保	有機質資源の循環利用の推進	環境負荷を軽減した生産技術の開発と普及	有機農業への支援	使用済生産資材等の適正処理	農産物の流通対策
今までの取組	<ul style="list-style-type: none"> 環境ISO14001の普及 フォーラムや農産物フェア 県版GAP 生産者版点検シート 直販所版点検シート 映像マニュアル作成 農産物事故ゼロキャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> 認証制度の活用 生産履歴記帳 残留農薬検査と危機管理 県版GAP 集荷場用点検シート エコシステムの要件改善 	<ul style="list-style-type: none"> 耕畜連携による土づくり たい肥の品質向上 肥料高騰への対策 土壌診断による適正施肥 	<ul style="list-style-type: none"> 施肥基準の作成 (野菜、果樹、花き) IPMマニュアル作成と実証 映像資料作成 重油高騰対策 省エネ技術の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 県推進計画策定 有機農業研修施設への支援と就農支援 栽培実証 実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> 廃プラ等の適正処理 養液栽培の排液処理装置の実証 	<ul style="list-style-type: none"> 農(産地)と食(消費地)交流促進 出前授業 高知野菜ソムリエ育成 直販所安心係設置 生物多様性交流フェア出展
成果	<ul style="list-style-type: none"> 県版GAPに取り組む生産者数 (GAPに取組む農家戸数/園芸連登録農家戸数) (H19)8%→(H21)59% オランダ王国ウェストラント市との協定(H21.11.18締結) 	<ul style="list-style-type: none"> 農業事故の発生件数 (H19)8件→(H21)1件 生産履歴記帳率 (H20.3)84%→(H22.12)94% 集荷場版GAPに取り組むJA数 (H19)3JA→(H21)11JA 	<ul style="list-style-type: none"> 家畜ふん堆肥 (H19)(H21) 剰余量: 7.5→7.3千t 野菜の施肥基準: 0→27品目 花き・果樹の〃: 0→各10品目 (年度中) 土壌診断処方箋数: 7,879 → 9,586(H21) 	<ul style="list-style-type: none"> IPM技術の普及 (H20)(H21) 技術体系数: 8→10 ナス類の戸数(面積): 26(41)→50(59)% ピーマン類の戸数(面積): 48(59)→63(77)% 土着天敵リリース体制 (市町村数) 温存ハウスの設置: 3 → 12 	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業に対する認知度 (H20)51.0%→(H22)81.9% 有機農業就農者数(目標5名/年) (H19)9名→(H21)6名 有機推進支援体制設置市町村数 (H20)6 → (H21)10 有機JAS認証取得農家数 (H19)84戸→(H21)82戸 	<ul style="list-style-type: none"> 廃プラ公社の塩化ビニールの処理実績 (H19)1,953t、(H21)1,632t ミョウガの排液処理装置導入戸数 (H19)2戸 (H21)5戸 	<ul style="list-style-type: none"> エコシステム栽培認証 (H20園芸年度)(H22園芸年度) 登録農家数: 1,285→1,474戸 (対比115%) 登録面積: 244→279ha (対比115%) 販売金額: エコ野菜全体(園芸連) (23.7%→26.6%)

H23年度に向けた重点実施計画

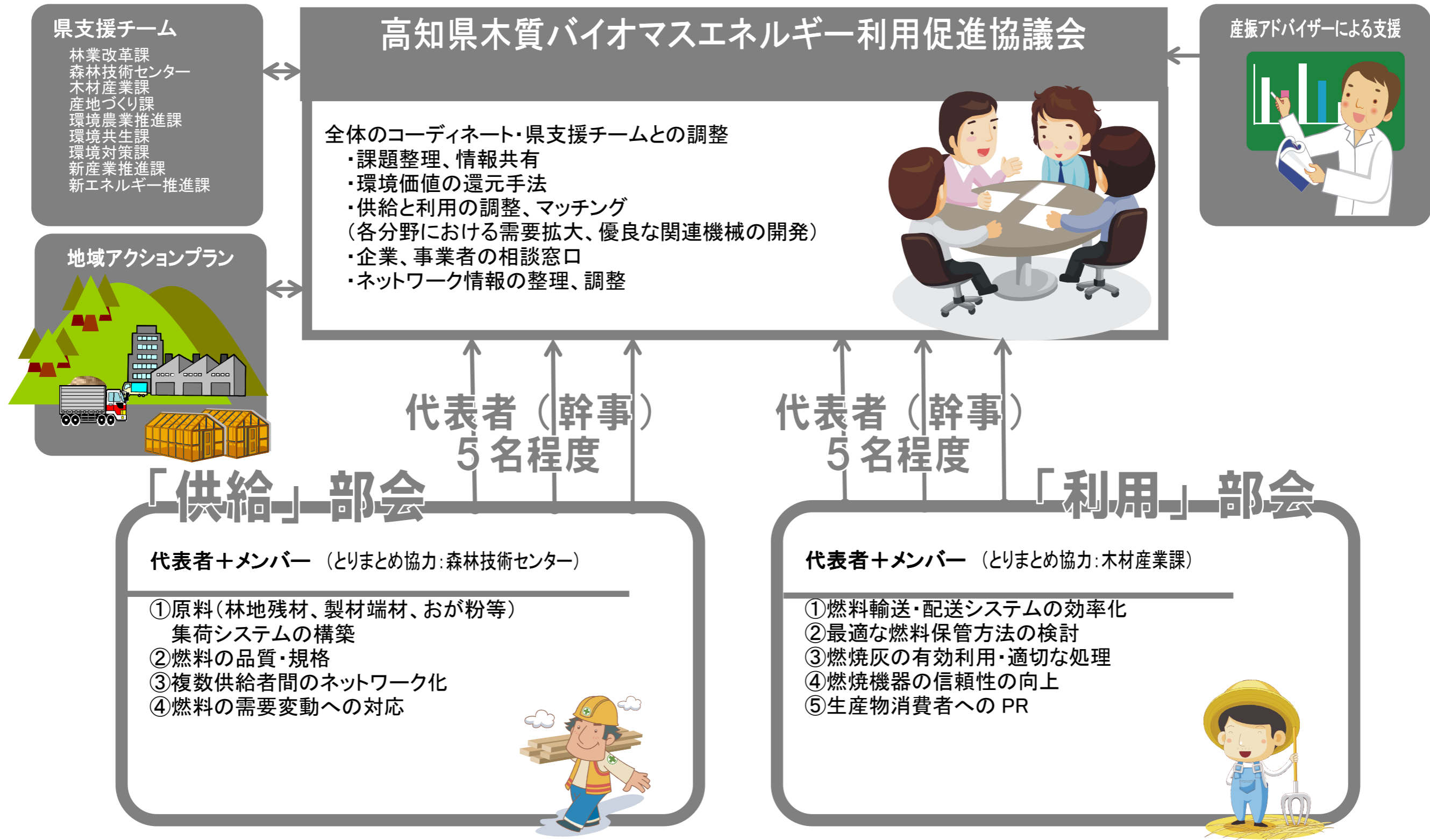
対策

事業と新たな提案

●: 継続
◎: 新規
☆: 拡充

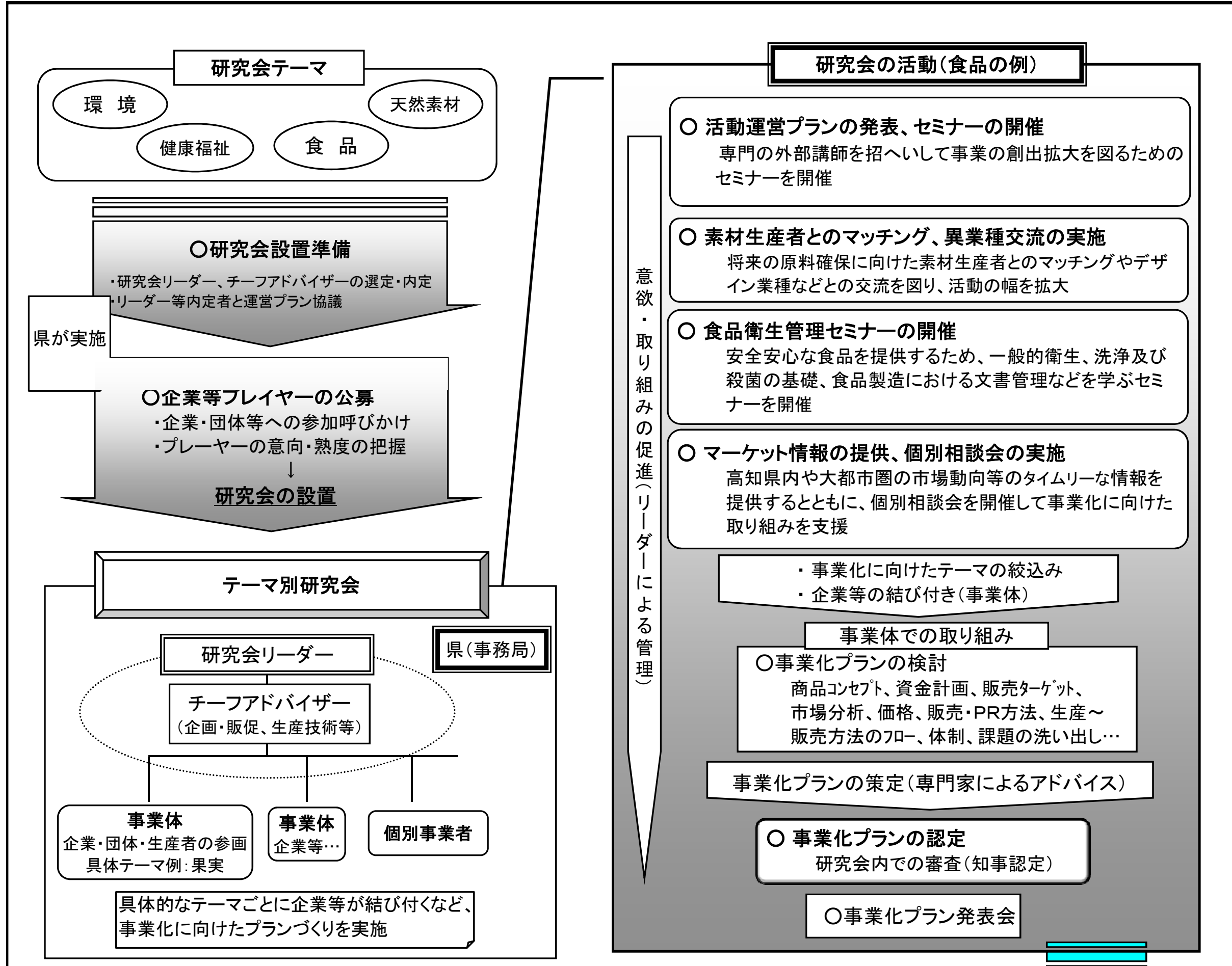


高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会の仕組み(イメージ図)



成長分野育成支援事業

～テーマごとの研究会方式による企業支援の枠組み～



研究会発の取り組みに対する総合的な支援

補助金など財政支援措置等の充実

○ 研究会発事業化支援事業費補助金

① 事業体(複数の研究会会員が連携)

- ・ ソフト：商品開発、販路開拓、人材育成 → 補助率 2/3(4,000千円以内)
 - ・ ハード：生産設備導入に要する経費 → 補助率 1/10(10,000千円以内)
- ※1件あたり上限10,000千円として上記の経費を補助(上限内で併用可)

② 個別事業者

- ・ ソフト：商品開発、販路開拓、人材育成 → 補助率1/2(3,000千円以内)
 - ・ ハード：生産設備導入に要する経費 → 補助率 1/10(5,000千円以内)
- ※1件あたり上限5,000千円として上記の経費を補助(上限内で併用可)

単年度で集中的に支援

○ こうち産業振興基金(経営革新支援事業、建設業経営革新支援事業)の特別枠(対象:事業体のみ) ※通常分を次のように拡充

- ・ 補助率 1/2 → 2/3
- ・ 上限 2,000千円 → 3,000千円

状況に応じて複数年度にまたがる支援

○ その他研究会発事業に投入できる支援事業(関連施策)

- ・ ものづくり商談会事業
- ・ こうち農商工連携基金事業
- ・ 専門家派遣事業
- ・ 労働局の各種助成金など国の支援策
- ・ 企業立地促進法の設備投資
- ・ 中小企業地域資源活用促進法
- ・ 農商工等連携促進法

事業化に向け、企業の力を引き出す支援

新事業創出支援チームによるハンズオン支援

研究会発

支援

21

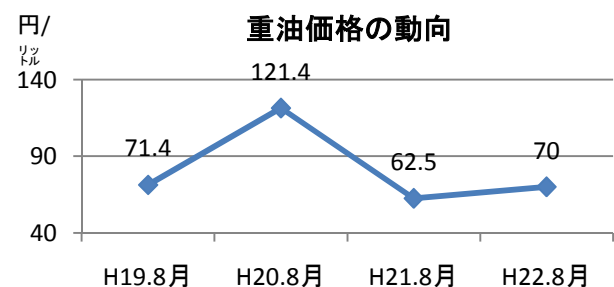
産業振興に資する新エネルギーの有効活用

現状と課題

＜木質バイオマスエネルギー＞

- ◆森林資源は豊富であるが、林地残材は集積コストが高く、多くが利用されずに放置されている
- ◆施設園芸などでは、燃料費として多額の資金が県外(国外)に流出している
- ◆重油価格は、産出国の状況により変動し、県内の園芸農業などは影響を受けやすい
- ◆重油を使う県内産業は、多量の温室効果ガスを排出し、環境に負荷をかけている

園芸施設での重油使用量 70,000 kl/年
重油価格70円/lとすると、**約45.5億円**が県外へ流出している



＜太陽光発電・小水力発電・風力発電＞

- ◆国内では、地球温暖化防止対策として、再生可能エネルギー利用への関心が高まっている(国によるCO₂の25%削減の表明)
- ◆県内では、自然条件を生かした再生可能エネルギーの導入が十分でない
- ◆太陽光発電は、10kW以上の産業用等の設備は、77件2,509kWで四国1位だが、住宅用は2,992件(導入率1.33%)で四国最下位である(平成21年12月25日時点、四国経済産業局)
- ◆1,000kW以下の中小水力発電は、電力会社によるものを除くと、2箇所113kWにとどまっている
- ◆風力発電は、県内では一定規模導入が進んでいるが、その大半は県外資本での建設である
- ◆現在、国では再生可能エネルギーの全量買取制度が検討されている

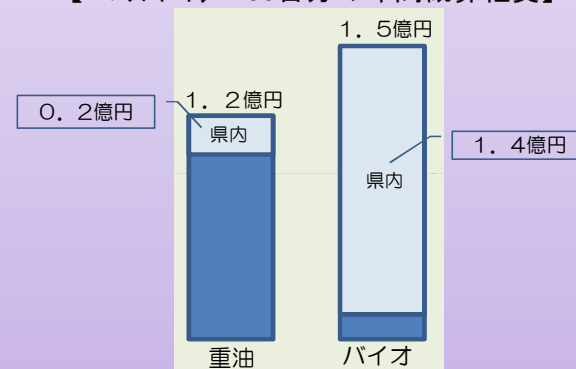
◆豊富な森林資源

本県は森林率日本一であり、この資源を生かした木質バイオマスの活用

◆農業等で重油ボイラーが多く使用されている

- ・重油を木質ペレットに置換えると140,000t/年
- ・重油価格相当分**約49億円**が県内で還流
- ・県内ペレットボイラー製造メーカーへの波及効果400万円/台

【ペレットボイラー100台分の年間概算経費】



◆全国トップクラスの日照時間

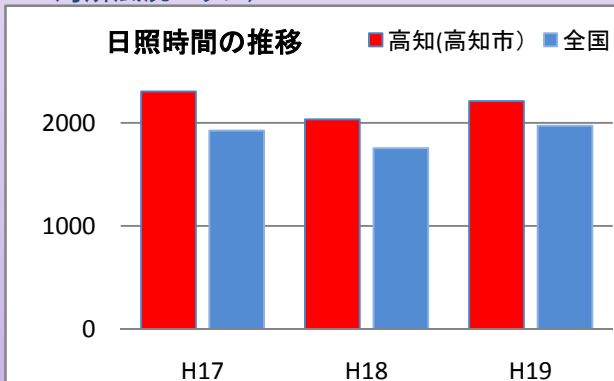
日照時間 2,034時間(全国1位、総務省統計局『社会・人口統計体系(H20)』)

◆豊富な降水量

年間降水量3,213mm(全国1位、総務省統計局『社会・人口統計体系(H20)』)

◆良好な風況

山間部や岬周辺では、比較的風況が良い(NE DO局所風況マップ)



本

目指すべき姿

県民みんなが主役となって
地域の再生可能エネルギー
を活用することで
活気あふれる元気な高知県
となっている

産業振興

地域の活性化

雇用創出

所得向上

中山間対策

◆未利用木質資源の有効活用による地域林業の活性化

◆木質バイオマス燃料の生産・供給拠点を中心とした地域循環型エネルギーシステムの確立

◆海外情勢の影響を受けにくい安定したエネルギー利用により、農業などの経営の安定化及び林業や農業への地域貢献(地域外に流出していた燃料費の県内循環)

◆県内企業においてバイオマスエネルギーの関連機器の開発が進む

- ・林地残材収集機器
- ・燃料製造機器(ペレット、チップ、パウダー等)
- ・ボイラー・ストーブ等利用機器(業務用、家庭用等)
- ・各種計量器(熱量等)
- ・燃料配送機器(ペレット輸送車等)

◆CO₂排出量取引による地域への還元

◆地域において新エネルギーがさまざまな形で活用されている(エネルギーの地産地消)

◆新エネルギーの活用による環境価値が、都市部などで活用されている(エネルギーの地産外商)

◆県内に新エネルギー関連産業が集積している

主な施策



木質バイオマス燃料供給と利用推進の取組

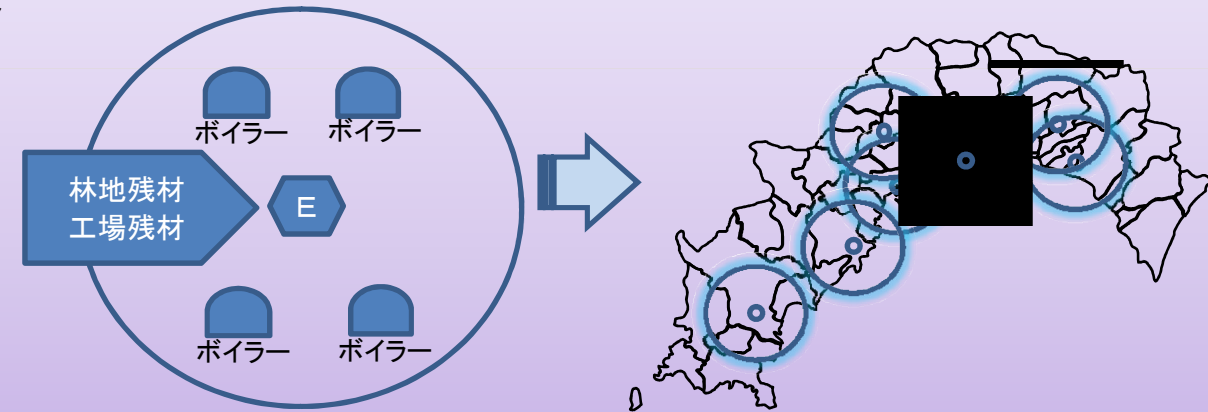
- ◆ 集団化による効率的な林地残材の収集
- ◆ 需要に見合う木質バイオマス燃料生産施設の適正配置
- ◆ 木質バイオマス燃料の安定供給
- ◆ 集団化を前提とした木質バイオマスボイラーの導入
- ◆ 木質バイオマスボイラーの改良及び低コスト化
- ◆ 燃焼灰処理用途の確立と普及

<木質バイオマス利用ユニット単位での促進の研究>

ペレット供給拠点を県内複数地点に導入し、需要と供給体制を一定のエリアごとに整備(利用ユニット)の研究
園芸用ボイラーに加えて、年間を通じて需要を確保するため、温泉や福祉施設や公共施設での利用の拡大

- ◆ 民間主導の体制づくりのための組織の強化(木質バイオマスエネルギー利用促進協議会)
- ◆ 利用ユニットのPRと先行モデルの整備
- ◆ 利用ユニット先行モデルの実施状況を踏まえた県内展開

【利用ユニットのイメージ】



太陽光発電に対する取組

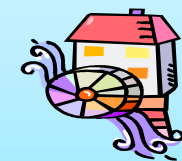
- ◆ 太陽光発電機器関連産業の誘致
→ 大規模太陽光発電所へ繋げる
- ◆ 住宅用太陽光発電への助成(県産木材使用の新築住宅)
- ◆ レンタル方式等の住宅用太陽光発電に対する支援の検討



小水力発電に対する取組

県内での小水力発電導入に向けた取組

- ◆ 物部川流域での小水力発電導入に向けた先行調査
- ◆ 県内市町村での小水力発電導入に向けた技術的支援



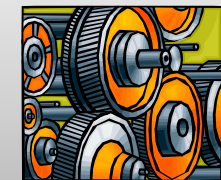
風力発電に対する取組

- ◆ 地域へのメリットの創出に向けた支援



新エネルギー関連機器開発への支援

- ◆ 木質バイオマスボイラーの改良及び低コスト化への技術的支援
- ◆ 小水力発電及び風力発電の機器開発への支援



新施設園芸システムの確立

- ◆ こうち新施設園芸システム研究会の設立
- ◆ ヒートポンプの利用技術と機能強化



環境価値を活かす取組の推進

- ◆ グリーン熱証書システム実施主体立ち上げに向けた検討
- ◆ グリーン電力証書の活用への支援



4 本県の現状

(1) 環境の現状

ア 自然環境

本県には複雑で変化のある地形・地質が広がり、84パーセントという全国一の林野面積率や日本最後の清流といわれる四万十川など、本来は多彩な山・川・海に恵まれていました。

しかし、中山間地域を中心とした農用地の減少、都市化の進展による道路及び宅地の増加に伴う自然環境の変化が見られるとともに、動植物の生息・生育域の改変や、希少性の高い動植物の捕獲・採取等により、本県においても多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。

また、自然林の崩壊や荒廃森林の増加もみられ間伐など森林の整備も十分に進んでいません。

イ 野生鳥獣による被害

中山間地域をはじめとし、ニホンジカやイノシシによる農林業への被害が拡大しているほか、特にニホンジカについては高標高域の自然植生に対する食害による被害が深刻な事態となっています。

ウ 公共用水域の水質

工場及び事業場の排水規制並びに下水道等の整備が進んだこともあり、河川の水質は平成12年度以降、環境基準の達成率がほぼ90パーセント前後となっています。

しかし、森林の荒廃等による水源かん養機能の低下や、農地等からの土砂の流入による河川の濁水、日常の水量の低下、河口部の閉塞等がみられ、本来の清流の姿が失われてきました。

また、浦戸湾など閉鎖性水域の水質汚濁の改善は進んでいません。

エ 大気

光化学オキシダントを除く二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素について環境基準を達成しており、高知県の大気環境はおおむね良好といえます。

オ 廃棄物

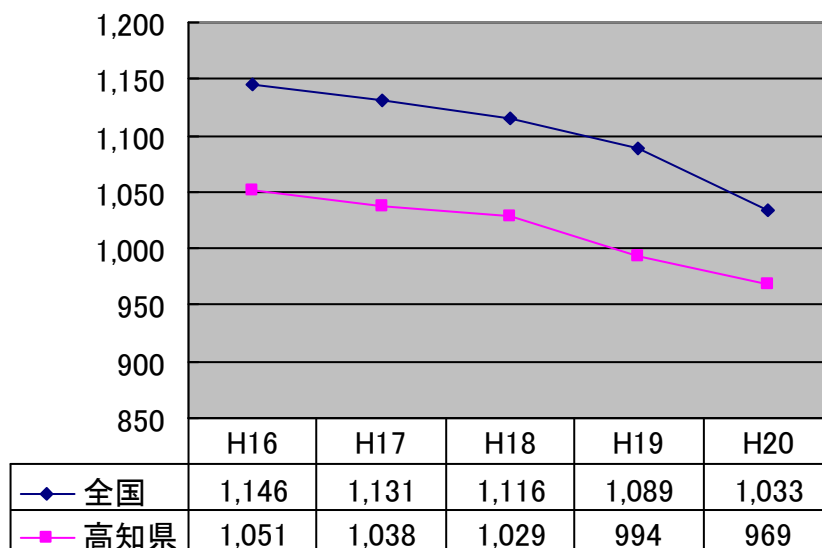
一般廃棄物及び産業廃棄物とも排出量は微減傾向にあります。各リサイクル法の施行などもあり、再生利用は増加していますが、一部で不法投棄や不適正な処理は後を絶たない状況にあります。(表-5)

カ 温室効果ガスの排出量

県内の排出量は、近年増加傾向にあります。特に運輸部門、民生業務系部門及び民生家庭系部門において増加率が高くなっています。

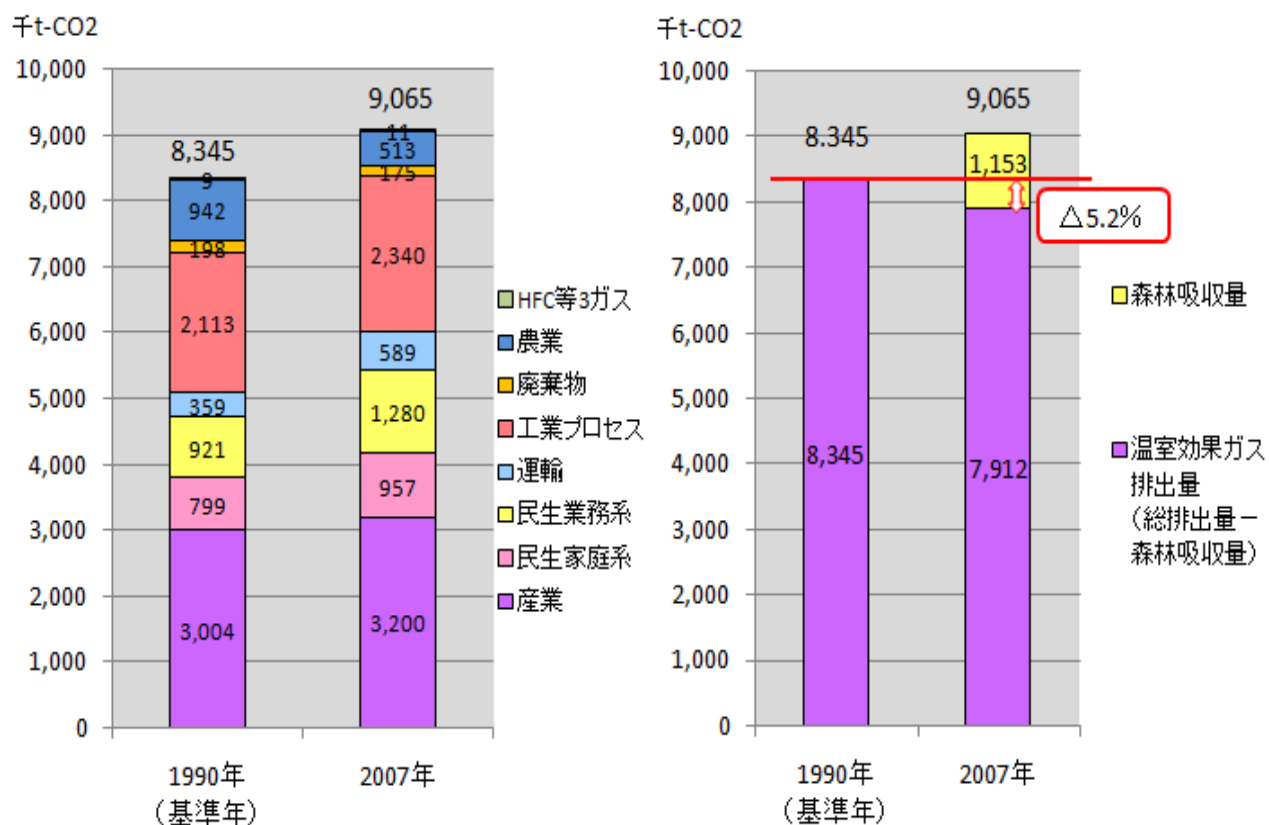
また、産業部門からの排出量が約35パーセントを占めています。(表-6)

(表 - 5) 1人1日当たりごみ排出量の推移



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)」

(表 - 6) 県内の温室効果ガス排出量の推移



(2) 経済・社会の現状

ア 人口

平成 22 年 10 月 1 日現在（平成 22 年国勢調査）によると、県人口は約 76 万人となっており、昭和 61 年から減少に転じ、市部より郡部においてその減少率が高くなっています。

老年人口の割合は上昇しているのに対し、若年人口は下降しており、少子高齢化が進んでいます。また、世帯数は増加し、一世帯あたりの世帯人員は減少しています。（表－7）

イ 自動車保有台数

平成 22 年 10 月末で約 55 万 7 千台となっています。また、道路網の整備や充実等により車社会が進行する一方、軌道や路線バスの利用者数の減少傾向が著しい状況となっています。

ウ 水道普及率

平成 20 年度末で 92.0%に達し、着実に上昇しています。また、下水道の整備も進んでいますが、平成 21 年度末で 31.7 パーセントと全国平均を大きく下回っています。

エ 産業形態

平成 19 年度の県内総生産額は名目で 2 兆 2,852 億円ですが、そのうち 84.3 パーセントを第三次産業が占めており、第一次産業、第二次産業は減少傾向にあります。

また、平成 19 年度の県民所得は、1 兆 6,525 億円となっており、2 年連続で減少しています。

オ エネルギー消費量

県民一人当たりのエネルギー消費量は平成 19 年度で年間約 89GJ（ギガジュール）となっており、近年やや増加傾向にあります。（J＝ジュール：仕事及び熱量の単位。1G（ギガ）J＝10 億 J。）

また、他県と比べ、人口一人当たり乗用車のエネルギー消費量が多くなっています。

カ 水使用料

県民一人 1 日あたりの水使用量は平成 20 年度で約 410 リットルとなっており、近年やや減少傾向にあります。高知県は全国平均と比較して雨には恵まれています。が、降雨が夏場に集中していることや、一部の地域に人口が集中していることなど、水利用からみれば必ずしもよい条件とはいえません。

(表 - 7) 県内人口の状況

		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
人口 (人)		816,704	813,949	797,444	764,596
年齢別人口割合 (%)	15 歳未満	15.4	13.7	12.9	12.2
	15~64 歳	63.9	62.5	61.2	59.6
	65 歳以上	20.6	23.6	25.8	28.2
世帯数 (世帯)		304,237	321,140	330,466	321,671
1 世帯あたりの人員 (人)		2.68	2.53	2.41	2.38

出典：国勢調査等

(3) 県民の意識及び行動

平成 18 年度県民世論調査「暮らしと環境について」の項から、次のことが明らかになっています。

ア 住んでいる地域の環境に対する実感

「良くなっている」:5.8%(12.7% カッコ内は平成 8 年度調査結果、以下同様。)、
「やや良くなっている」:14.5%(28.8%)、「変わらない」:30.8%(32.8%)、「やや悪化している」:25.6%(14.6%)、「悪化している」:14.7%(8.2%) となり、全体として“良くなっている”との実感が約 20 ポイント減少し、“悪化している”との実感が約 18 ポイント増加しています。

イ 環境問題の関心事項

「ゴミ処理やりサイクル」、「川や海の水質汚濁」、「地球温暖化」は前回・今回とも上位 5 項目に含まれ、主な関心事項となっていますが、前回調査に比べ「地球温暖化」が約 10 ポイント増加し、さらなる関心の高まりがみられます。

また、新たに設問した「ゴミのポイ捨てやりサイクル」も同様に上位に含まれ、廃棄物・リサイクル対策への関心は高くなっています。(表-8)

ウ 日常生活での環境配慮

上位の5項目に含まれるものは、順位が異なるものの前回と同様です。ただし、今回の調査結果では、「ゴミを持ち帰る」、「分別収集に協力している」の割合が、その他の項目と比べ20ポイント程度大きく、やや突出しています。(表-9)

エ 環境保全活動への参加意向

「積極的に参加・協力したい」、「生活に支障がない範囲で参加・協力してみたい」、「誘われれば参加してみたい」を合計した“参加希望者”は約45%と前回の約44%と大きな変化はなく、内訳にも大きな変化はありませんでした。

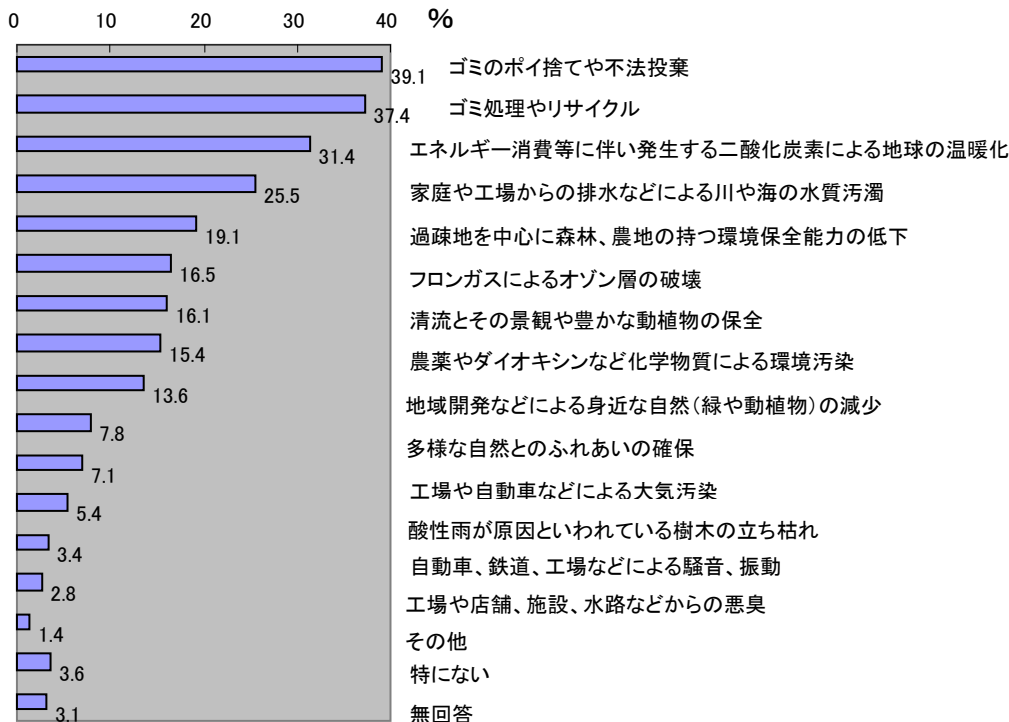
ただし、「参加してみたいが労力・時間をさくことが難しい」では、前回に比べ約10ポイント低下しています。

オ 行政が取り組むべき環境分野

イの環境問題の関心事項と関連し、「ゴミのポイ捨てや不法投棄」、「廃棄物の循環利用対策」、「大気や水質汚濁の防止対策」、「地球温暖化対策」が上位の項目に含まれています。

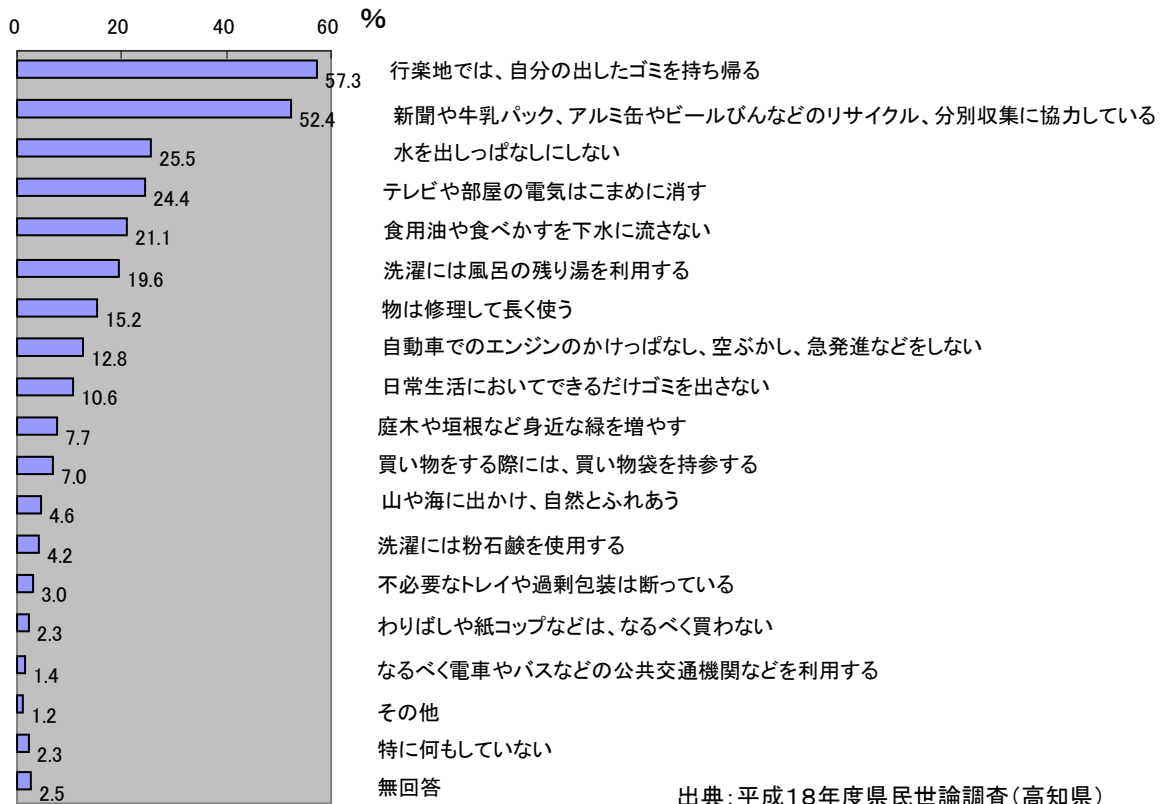
そのほか、「清流の保全や生態系の確保」、「教育や普及啓発」が上位に含まれています。(表-10)

(表-8) 環境問題の関心事項 (3つまで選択)



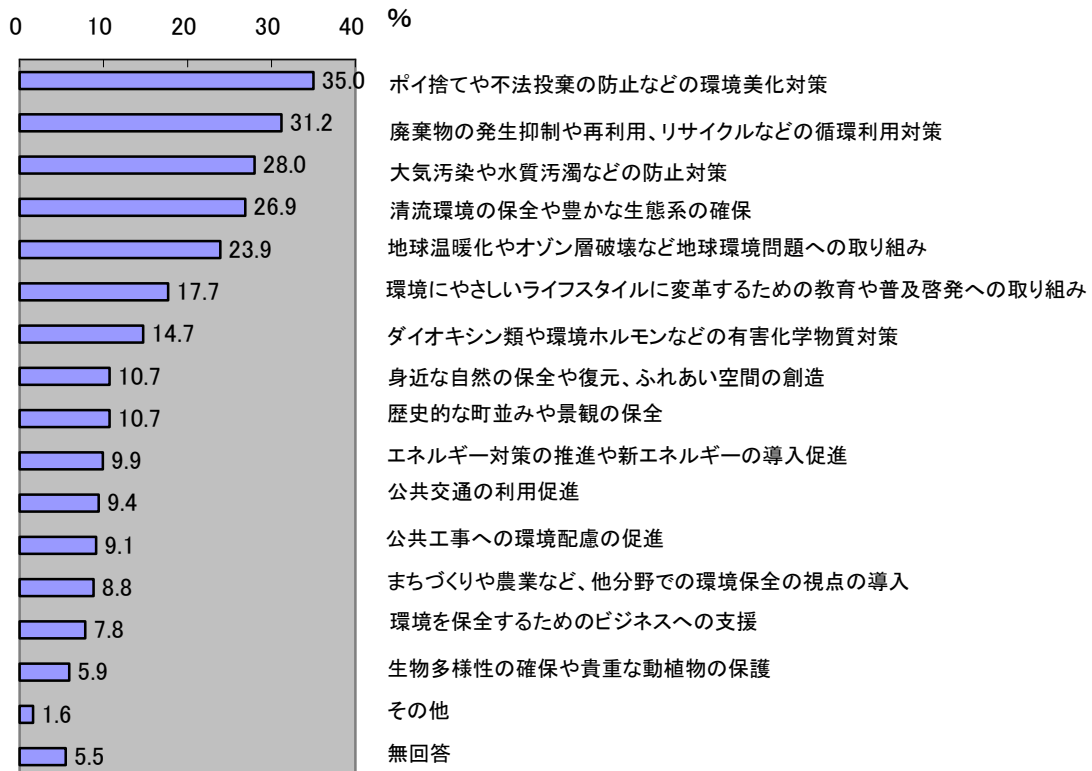
出典：平成18年度県民世論調査(高知県)

(表-9) 日常生活での環境配慮 (3つまで選択)



出典:平成18年度県民世論調査(高知県)

(表-10) 行政が取り組むべき環境分野 (3つまで選択)



5 用語の解説（文章に下線で表記したもの）

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理に関する国際規格。環境に与える負荷の低減に向けた改善を継続的に実施するためのシステム（環境マネジメントシステム）を構築することが規定されており、環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

ICカード「ですか」

平成 19 年度に環境省の「省CO₂型都市づくりのための面的対策事業」を活用し、平成 21 年度に本県の交通事業者が公共交通に導入したICカードシステムのこと。

バスや路面電車の公共交通利用時にキャッシュレスのカードを利用することによって利便性が向上し、公共交通の利用促進につながるるとともに、公共交通機関を利用した場合、自家用車で移動した時と比べCO₂の排出を抑制することができることから、地球温暖化防止の取組の一環としても期待され、本県の都市部を中心に広がりがつつある。

なお、削減されるこのCO₂量を交通エコポイントとして、見える化する機能を有していることが特徴である。

愛知ターゲット

生物多様性における戦略計画として、2050 年までに人類が自然と共生する世界を実現することを目指し、2020 年までに生物多様性の損失を食い止めるため効果的かつ緊急の行動をとるという国際的な目標のこと。

IPM技術

総合的病害虫・雑草管理のこと。（IPM=Integrated Pest Management）。病害虫や雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく、天敵や農業資材など様々な防除技術を組み合わせ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方。これに基づく防除技術は安全・安心な農作物の安定生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立するために有効である。

磯焼け

浅海の岩礁、転石域において、海藻群落（藻場）が季節的な増減や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退、またはなくなり、貧植生状態となる現象。いったん磯焼け

けが発生すると、藻場の回復までに長い年月がかかり、磯根資源の成長の不良や減少を招いたりするため、沿岸漁場に大きな影響を及ぼす。

一酸化炭素

無色・無臭の気体で水に溶けにくい。木炭・燃料用ガスなどの不完全燃焼によって発生する。点火すると青い炎を出して燃え二酸化炭素になる。メチルアルコール・ホルマリンなどの製造原料。

運輸(部門)

温室効果ガスを排出する部門の一つで、産業・民生などあらゆる主体が行う人・物の輸送に関するものが含まれる。具体的には自動車、鉄道、船舶及び航空を示す。なお、本計画では家庭用自動車からの排出量のみを推計している。

エコアクション21

広範囲な企業、学校、公共機関などの全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り実施するとともに、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

エコシステム認証

園芸連が、生態系や生産物への影響を少なくする、人と環境にやさしい栽培方法として、総合的病害虫・雑草管理技術（IPM技術）を取り入れた栽培管理の基準や高知県版GAP、土づくり等の要件を設け審査し、生産者の取組を認証し表示する制度のこと。

エコショップ

県内の店舗（小売店、道の駅、飲食店等の商店）のうち、環境に配慮した取組を積極的に実施していると認められる店舗のこと。

エコツーリズム

自然（歴史文化）体験・学習型観光の総称。自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。

ESCO事業

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。（ESCO=Energy Service Company）。

HFC等3ガス

京都議定書の削減対象である温室効果ガスのうち、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）の3ガスのこと。

オゾン層

オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。

オフセット・クレジット

直接削減できないCO₂の排出分を、植林やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺するカーボン・オフセットに用いるために発行されるクレジットのこと。

国は、国内で行われる排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量のうち、一定基準を満たすものをオフセット・クレジット（J-VER）として認証する仕組みを制度として構築し、カーボン・オフセットとして利用されている。

温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素のほか、メタンやフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか代替フロン（HFC類、PFC類、SF₆）が削減対象の温室効果ガスと定められた。

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において、避けることができないCO₂（＝カーボン）等の温室効果ガスの排出について、[1] まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、[2] どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、[3] 排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資したり、クレジットを活用すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる（＝オフセット）という考え方。

環境家計簿

生活の中で使用するエネルギー使用量等を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。

毎月使用する電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの量にCO₂を出す係数を掛

けて、その家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多く、環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

環境活動支援センター「えこらぼ」

本県の環境活動、環境教育、温暖化防止の推進拠点。環境情報の発信や、環境に関する講師の派遣などを行っている。

環境教育・環境学習

人間も地球に生きる多様な生物の一種であるという認識に立ち、環境について自然や地理・歴史などの全体的な学習を行うこと。「持続可能な社会」形成の担い手育成が目標とされる。

環境のトップ・プランナー

全国一の森林率や四万十川をはじめとする清流、全国有数の日照時間や年間降水量など、高知県が持つ多様な自然資源のポテンシャルを有効活用し、さまざまな環境施策の企画・提案などを全国に先駆けて情報発信していくこと。

環境の保全及び創造

環境対策の基本である公害の防止と自然環境の保全を推進することにより、環境のあるべき状態を守るとともに、ゆとりとうるおいのある美しい地域社会の形成に向けて、現在ある環境に適切な働きかけを行い、よりよい環境を創りだすこと。

環境配慮型製品

廃棄量を少なくしたり、リサイクルしやすい設計をするなど、環境に与える影響を少なくするよう配慮した製品のことで。

環境ビジネス

環境ビジネスの定義は様々な形があり、一意的に決めることは困難である。本計画では企業のCSR活動や木質バイオマス等の新エネルギー、エコ製品の普及その他の環境負荷を低減する方向性を持った産業の振興を対象とする。

環境副読本

学校教育の場において、環境教育を実施する際の補助的な図書のこと。

環境ホルモン(内分泌攪乱物質)

環境中に存在する化学物質のうち、生体にホルモン作用をおこしたり、逆にホルモン作用を阻害するもの。

環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業のこと。

農業のもつ物質循環機能を生かし、環境と調和した持続可能な農業生産のあり方として、1994 年以来、行政による誘導施策がとられている。

環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える負荷を削減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格が ISO14001 である。

環境モデル都市

温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組を行う自治体のことで、国が選定し、その実現を支援している。

具体的には、環境省が全国の自治体に呼びかけ、都市・地域の固有の条件や課題を前提とした地球温暖化対策の具体的な提案を募集し、2008年7月に6自治体が選定され、その後、2009年1月、新たに7自治体が追加されており、その中に本県の梶原町も環境モデル都市として選定されている。

管理型最終処分場

最終処分場のうち、安定型埋立処分場で処分できない産業廃棄物及び一般廃棄物を埋め立てる処分場であって、有害物質を含まないものを処分対象とする最終処分場のこと。

管理型埋立処分場では、埋立地から出る浸出液による地下水や公共水域の汚染を防止するため、しゃ水工（埋立地の側面や底面をビニールシートなどで覆う）、保有水を集め速やかに排出することができる集排水設備、集めた保有水等の浸出液処理設備が必要となる。

希少野生動植物

種の個体が著しく減少しつつある野生動植物、生息・生育地が消滅しつつある野生動植物、生息又は生育環境が著しく悪化しつつある野生動植物、その種の存続に支障を来す事情のある野生動植物のいずれかであること。

軌道

電車などを通すための道。線路。

寄付付き商品

消費者が商品を購入するとその代金の一部がその商品を製造・販売した企業によって社会問題解決のために寄付されるシステムであり、消費者は自分で意識しないでも、商品を購入することで社会貢献することができる。

寄付付き商品は、販売促進や企業イメージの向上につながることから、自社の主力商品で寄付をつける企業が増えている。

協働の森づくり事業

環境問題に積極的に取り組んでいる企業（環境先進企業）と地域とが協働して「森林整備」と「交流」を柱とした取組を行うことで、現在手入れの行き届かない状況となっている森林（人工林）の再生を進めようとするもの。

京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。2005年2月に発効を行い、先進各国は2008年～12年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本は1990年の基準年比で6%削減）を約束した。

グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択することをいう。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

クレジット

環境価値のことで、温室効果ガスを削減した量を示す証明として取引ができる。温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトによって実現された排出削減・吸収量を証券化したもの。

公益的機能

一部の人だけが受ける恩恵ではなく、多くの人たちに利益をもたらす機能を指す。具体的に森林で見た場合は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的な機能を有している。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、紫外線により光化学的反応を起こし、生成される酸化性物質群をいう。中でも主要な物質がオゾンとパーオキシアセチルナイトレート（PAN；R-CO₃NO₂）であり、いずれも人及び植物に影響を与える。

工業プロセス

温室効果ガス排出統計に表れる部門の一つ。例えば、セメントの焼成炉（回転釜）などで石灰石を加熱することにより二酸化炭素を排出する生産工程のこと。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。」と定義されている。終末処理場に接続していない下水道（雨水管や都市下水路）は公共用水域となる。

高知県産業振興計画

厳しい経済状況の中で、県民が一丸となって力を合わせて進む旗印となるよう、農業・林業・水産・商工業から観光の五分野からなる産業成長戦略と、個々の地域での取組による地域アクションプランから構成された、本県経済を根本から元気にするためのトータルプランの総称のこと。

平成23年度からは、高知県の自然特性を活かした新エネルギービジョンなどの取組が追加される。

高知県J-VER

国のJ-VER制度と同等の機能、品質を有し、森林経営プロジェクト等の申請・登録などの手続きが県内で行える「高知県J-VER制度」により発行されたクレジットのこと。

この「高知県J-VER制度」に基づくクレジットは、国のJ-VERと同じ登録簿で管理され、同じ品質のクレジットとして活用されている。

高知県CO₂吸収認証制度

「協働の森づくり事業」により協定を締結している環境先進企業等に対し、間伐等の森林整備を実施した協定森林を対象にCO₂吸収量を県が認証し、証書を発行する制度のこと。

協賛企業にとってはCSR活動の効果を数値化することができるとともに、自主的な環境対策としての活用も可能となる。

高知県地球温暖化防止県民会議

県民、事業者、NPO及び行政などの各主体が連携・協働して地球温暖化防止の取組を県民総参加による県民運動として展開するために設置した組織のこと。

現在、県民部会・事業者部会・行政部会の3つの部会により構成されており、温室効果ガス削減に向けた具体的な活動を提案・実践しながら地球温暖化防止活動を推進している。

高知自然学校

2010年11月に開催された「全国生涯学習フォーラム高知大会」において、本県の自然環境を保全し活用するために提言された構想のこと。

具体的には、環境教育の拠点となる人材育成の機能的な組織として、県内の自然体験活動や環境学習及び保全活動を実施しているNPOや団体、関係機関がゆるやかな連携の中でネットワークを構築した集合体である。

国際森林年

2006年の国連総会決議により、2011年（平成23年）は、国連が定めた国際森林年とされている。

国際森林年は、世界中の森林の持続可能な経営・保全の重要性に対する認識を高めることを目的としており、我が国でも、国際森林年という節目の年に、現在取り組んでいる森林・林業再生や「美しい森林づくり推進国民運動」、途上国の森林保全等に対する国民の理解の促進につなげていくことを目的に、様々な活動を予定している。なお、前回の国際森林年は1985年。

国内排出量取引制度

地球温暖化対策の柱の一つとして、地球温暖化対策基本法案（平成23年1月通常国会提出中）に位置付けられている制度のこと。

具体的には、キャップ・アンド・トレード方式により、個々の企業に温室効果ガス排出量の限度を設定し、企業が温室効果ガスの削減に努力してもなお、排出枠より多く排出した場合、排出枠よりも少ない企業などから超過分と同じ量の排出枠を購入して相殺するもの。

国連気候変動サミット

国連総会の一環として開かれている国際会議のことで、2009年の気候変動サミットは、ポスト京都議定書の枠組みづくりの交渉を加速させたい国連の意向を受け、100か国の首脳らが集まり、国連外交デビューを飾った当時の鳩山首相は、日本の温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減する意向を表明したほか、途上国支援の強化を打ち出し、先進国の中で特に目を引く結果となった。

COP10

2010年10月18日から10月29日まで愛知県名古屋市で開催された、生物多様性条約第10回締約国会議をいう。

この会議では、遺伝資源の採取・利用と利益配分（ABS）に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知ターゲット」などが採択された。

また、途上国への資金援助や、「SATOYAMAイニシアティブ」など生物多様性を守るための国際的な取り組みに関するさまざまな取り決めがなされた。

COP16

2010年11月29日から12月10日までメキシコのカンクンにおいて開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議のこと。

2009年のコペンハーゲン合意に基づく、2013年以降の国際的な法的枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスの取れた決定が採択された。

具体的には、京都議定書の第一約束期間と、2013年以降の第二約束期間の間に空白が生じないように、できる限り早く採択を目指すことを申し合わせ、これにより我が国が目指すすべての主要排出国が参加する、公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向けて、交渉を前進させることとなった。

こどもエコクラブ

こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成される。子どもたちが、それぞれの地球への思いを大切にしながら自主的に環境活動に取り組むクラブ。

520運動

毎月2回、5日と20日はできる限り自家用車やモーターバイクでの通勤を控え、公共交通を利用しようとする取組のこと。

地域の公共交通を守る機運を醸成するとともに、CO₂排出量を削減し、地球温暖化防止にも貢献が期待される。

【さ行】

再生可能エネルギー

化石燃料や原子力などと異なり、自然環境から持続的に採取できるエネルギー（自然エネルギー）をいう。

具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模の水力発電をいうことが多い）、風力、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

産業(部門)

温室効果ガスを排出する部門の一つであり、第1次産業及び第2次産業が含まれる。具体的には農林水産業、鉱業、建設業及び製造業を示す。オフィス機能（本社・事務所など）の部分は業務部門に含まれる。

J-V E R

直接削減できないCO₂の排出分を、植林やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺するカーボン・オフセットに用いるために発行されるクレジットのこと。

国は、国内で行われる排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量のうち、一定基準を満たすものをオフセット・クレジット(J-V E R)として認証する仕組みを制度として構築し、カーボン・オフセットとして利用されている。

CO₂ (二酸化炭素)

炭酸ガス、無水炭酸ともいう。無色、無臭の気体で、低温で加圧すると液化、固体化し、固体化したものがドライアイスである。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。

CO₂が含まれる代表的なものとして温室効果ガスがあり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

CO₂吸収証書

協働の森づくり事業により整備された協定森林が1年間に吸収するCO₂量を県が認定し、証書化したもの。企業や団体のCSR活動を目に見える形にしたもの。

COD

化学的酸素要求量, Chemical oxygen demand の略。海域や湖沼の水質汚濁の度合いを示す指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量 (mg/l) で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

市民(意識)

公共的関心や自己責任を持って社会に参画する人。社会全体における将来のことを考慮できる人。

社会的責任（CSR）活動

企業の環境・社会貢献活動。（CSR=Corporate Social Responsibility）。企業が利益を追求するのみならず、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者からの要求に対して、適切な意思決定をしたことを指すもの。

主要排出国

温室効果ガスの排出量が多い国を指しており、日本やアメリカなどG8（先進国首脳会議）各国や、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、南アフリカの計16カ国と欧州連合（EU）の各国による温室効果ガスの総排出量を合わせると、世界全体の約8割を占めている。

循環型社会

日常生活や事業活動といった社会経済活動のあらゆる場面において、資源やエネルギーの有効・効率的利用を進めるとともに、再生可能な資源が循環利用されたり、廃棄物の発生抑制 v 及び適正処分がされるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会。

省エネマイスター

省エネ家電の知識を習得し、地球温暖化防止を全体的な視点から考えることができる人。電気店で3年以上の実務経験があり、県が指定する「省エネマイスター養成講座」を修了するなど、一定の要件を満たした者を県が登録している。

小水力

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いて、タービンを回して発電する小規模な水力発電のこと。農業用水、砂防ダム、上下水道など、現在無駄に捨てられている水を貯めることなく、エネルギーとしてそのまま利用するため、大規模発電に比べて環境負荷が少ないのが特徴である。

食品残渣

食品製造業や小売店などから輩出される、穀物・豆類などの廃棄かす・醸造かす、魚腸骨その他の固形状の食品廃棄物のこと。

森林環境税

高知県では、森林の環境を守るために通称「森林環境税」として個人・法人県民税の均等割に500円（年額）が加算され、その税収が森林環境の保全に使われている。法制上は「県民税均等割の超過課税」であるが、水源かん養だけではなく、森

林のさまざまな公益的機能を守るという意味合いから、通称として「森林環境税」と呼ぶことにしている。

森林吸収源

森林が、空気中のCO₂（二酸化炭素）を光合成により吸収・固定する働きに注目した捉え方。

97年のCOP3で採択された京都議定書で、国別に定められた温室効果ガス削減目標の達成評価に、90年以降の新規植林・再植林・森林整備による吸収量を「排出削減」とみなすこととされている。

森林率

国土面積に占める森林面積の割合。日本は森林率が66%（国土の2/3が森林）。高知県の森林率は84%と、全国第1位である。

3R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）について、3つの頭文字を取って表したもの。発生抑制は、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により廃棄物の発生を減らすこと。再使用は、使用済みの製品等を全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。再生利用は、使用済みの製品等を原材料等として再利用すること。

生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のことであり、生態系の公的機能を指す。生態系サービスには、食料、水、木材、燃料など直接的な恩恵を受ける「供給サービス」の他に、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」や土壌形成や光合成などの「基盤サービス」といった間接的な恩恵を受けるものがある。

生態系ネットワーク

保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。

ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待される。

生態系の保全

生態系とは、食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く環境の

間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念であり、近年、人間活動による急激な環境改変や意図的・非意図的な外来種の導入などが原因となり、多くの地域で生態系の急速な変化・破綻を引き起こしており、その保全が急務となっている。

生物多様性

地球上のさまざまな環境に適応したたくさんの生物が共存している状態をいう。生物多様性には3つの側面があり、森林や河川など多様なタイプの生態系があることを「生態系の多様性」、生態系の中にいろいろな種類の生物が生息・生育していることを「種の多様性」、同じ種の中でも体の大きさや模様が異なるなど、さまざまな遺伝子の差異があることを「遺伝子の多様性」という。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。

太陽光発電

太陽エネルギーは、その利用形態から熱利用と光利用に大別できる。シリコンなどの半導体に光が当たると電気が発生するという光電効果を応用した太陽電池を使用し、太陽の光から直接電気を得て利用するのが太陽光を利用した太陽光発電である。

多自然川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、とする自然環境に配慮した河川工事のこと。（国土交通省が所管する河川整備事業のひとつで、1990年に創設された。）

具体的には、種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元等を目標としている。

地域個体群

地域性に着目して特定される個体群。移動能力のそれほど大きくない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合があり、このような場合に、地域個体群という概念が用いられる。（例：紀伊半島のツキノワグマ地域個体群）。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

原因としては、二酸化炭素の増加、フロンやメタンなどの放出、森林破壊、都市化、人口熱の放出などがあげられており、今後温暖化が進むと予想されている。

このうち、二酸化炭素、フロンやメタンなどは温室効果ガスといわれ、温室のガラスのように太陽光は透過するが、地球からの赤外線による熱放射は吸収するという性質（温室効果）を持っている。石油や石炭などの化石燃料の燃焼や森林の減少などによって、二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球の平均気温が上昇する。地球温暖化の影響は未知の点が多いが、生物の生息環境の激変や海面の上昇ならびに、農業や都市への影響が危惧されている。

地球温暖化対策のための税

平成23年度の税制改正により新たに盛り込まれた制度であり、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO₂排出抑制のための諸施策を実施していくために導入するもの。

具体的な手法として、広範な分野にわたりエネルギー起源CO₂排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする予定。

地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域における地球温暖化の現状、地球温暖化対策に関する知識の普及及び活動の推進を図るため、知事の委嘱により活動するボランティアのこと。

地球サミット

環境と開発に関する国連会議のこと。環境保全と持続可能な開発をテーマに、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連の会議。リオ宣言、アジェンダ21などが採択された。

地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。単に地域の食材を消費するだけではなく、「もの（食材）」を通して「ひと（心）」がつながることが原点であり、この「人と人のつながり」を原点として、食農教育や食育、食文化の伝承と活用、

生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには、食を柱としたいいきとした
むらづくり、まちづくりなど地域づくりへとつながっていく。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。地球温暖化の主因とされる温室効果ガス
の1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

デマンド監視装置

デマンドとは、一般にその施設で瞬間的（30分間）に使用する電気使用の平均
のことで、このデマンドの負荷を抑えるため、契約電力より低く警報レベルを設定
し、日中に警報レベルに達した時点でデマンド警報により知らせる装置を言う。

この装置により各執務室の電気製品等の電源断や空調機の風量カットなどを一時的
に行うなどの省エネ対応を実施する。

土壌診断処方箋点数

作物の収量や品質の向上あるいは養分の過不足による生育障害等を改善してい
くために、生産者への聞き取り、土壌診断、理化学性の分析診断、作物診断等によ
って、その症状や改善目的に応じた対策の処方箋の数を言う。

【な行】

名古屋議定書

正式には「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書」。遺
伝資源（医薬品や食品の開発に繋がる動植物や微生物）を利用した場合に得られた
研究成果や利益について、原産国と利用国の間で公正かつ衡平に配分するための国
際ルールのこと。

二酸化硫黄

無色で刺激臭を有する気体。石炭や重油など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生
する。酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となる。

二酸化窒素

一酸化窒素（NO）と酸素の作用等により発生する赤かっ色の刺激性の気体。比較
的水に溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等を引き起こす。

日照時間

気象台やアメダスなど日照計により観測される日が照った時間数。

【は行】

排出量取引

京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。

ばい煙

一般的には石炭などの燃料の燃焼によって発生する「すす」と「煙」という意味合いであるが、大気汚染防止法（1968年）では、「物の燃焼等に伴い発生する硫酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ素水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物、窒素酸化物その他政令で定める物質）」と定義されている。

バイオマス系循環資源

バイオマスとは、もともと生物の量のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源をいうことが多く、新たな各種技術による活用が可能となり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

主なバイオマスの種類には、①木質系、農業・畜産、水産系の残渣などの乾燥系、②食品廃棄物、家畜ふん尿、下水汚泥、生ゴミなどの湿潤系、③製紙工場の廃液、古紙、糖・でんぷん、廃食用油などがある。

パークアンドライド

都市部への自動車乗り入れを抑制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へ鉄道やバスなどで移動するシステム。

端材

丸太から建材等を生産する過程で生じる余りの木材や木片の部分のこと。

BOD

生物化学的酸素要求量，Biochemical oxygen demand の略。河川の水質汚濁度合いを示す指標。水中の有機物等の汚濁源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量（mg/l）で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

PDCAサイクル

Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業評価にあたって、計画から見直しまでを一環して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。

50/50(フィフティ・フィフティ)モデル事業

公立学校で、児童・生徒や教職員が協力して学校の省エネ活動を行い、節減できた光熱水費を全て自治体の財政に戻すのではなく、半分はその学校に還元するしくみ。環境教育、温暖化防止、経費削減が一度にできる、ドイツで始まったプログラム。

浮遊粒子状物質

物の破砕や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生する大気中に浮遊している粒径 10 マイクロメートル以下の微細な粒子。

フロンガス

メタン、エタンなどの分子構造で水素が塩素やフッ素と置き換わった化合物の総称。化学的安定性、洗浄力、無毒性に注目され様々な製品に多用されたが、オゾン層破壊力が大きいため 1987 年に国際的に規制された。

ペレット

間伐材や廃材などを原料とする固形燃料。長さ 10～20mm、直径 6～12mm が一般的で、原料を破砕・乾燥して成型する。形状や含水率が一定で扱いやすく、ボイラーやストーブの燃料に利用される。

ポスト京都議定書

京都議定書の第一約束期間である 2008 年～2012 年に続く、2013 年以降の第二約束期間における温室効果ガス削減の枠組みを言う。

2005 年から議論が始まっているが、削減目標などをめぐり交渉は難航しており、現在も定まっていない。

2010 年の COP16 と同時に開催された CMP6（京都議定書第 6 回締約国会合）では、京都議定書第二約束期間に対する各国の立場を害しない旨脚注で明記しつつ、COP と同様に先進国の排出削減目標をまとめた文書に留意することとなった。

【ま行】

マイバッグ運動

量販店、小売店等が渡すレジ袋を使わず、消費者が持参したバッグ、かご、ふるしき等を使用しようという運動のこと。

レジ袋の過剰な消費から、繰り返し利用できる買い物袋の使用に切り替えることで、ゴミの削減や、生産・流通・焼却等に伴う温室効果ガスの削減、レジ袋の原料となる原油の節約（資源保護）などを目的としている。

見える化

目に見えない活動の様子を、目に見える形にしようとする取組のこと。
温室効果ガスの排出量を数値化するなどの「見える化」の例がある。

水資源のかん養

森林の土壌がもつ機能で、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

民生家庭系(部門)

温室効果ガスを排出する部門の一つ。民生部門のうち個人世帯のこと。

民生業務系(部門)

温室効果ガスを排出する部門の一つ。民生部門のうち産業及び運輸部門に属さない企業・法人などの事業主体のこと。ただし、産業及び運輸部門のオフィス機能（本社・事務所など）の部分を含んでいる。

民有林

個人、会社・社寺など法人で所有する私有林や、都道府県・市町村・財産区等が所有する公有林のことであり、国有林以外の森林を言う。

木質バイオマス

樹木の全部またはその一部をチップやペレットなどにして得られる木質産物。最近では、エネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化などの研究が進められている。

モビリティ・マネジメント

公共交通の利用が環境、安全、健康等に好影響をもたらすことや、公共交通の便利な利用方法等を効果的に情報提供することにより、情報提供を受けた者の交通行動がマイカーから公共交通機関の利用へ自発的に転換することを期待する施策のこと。

森のようちえんネットワーク

森のようちえんとは、自然体験活動を基軸にした子育て・保育・乳児・幼少期教育の総称のこと。

森だけでなく、海や川などの広義にとらえた自然体験をするフィールドを利用し、幼稚園・保育園・学童保育などさまざまな活動形態が含まれており、今後、森のよ

うちえんにおける活動の活発化や認知度の向上を図ることで、より多くの乳児・幼少期の子ども達がより質の高い自然体験の機会を得ることができる社会を作ることができるとしている。

【や行】

有機的

有機体（生命現象をもっている個体、つまり生物）のように多くの部分が集まって一つの全体を構成し、その各部分が密接に結びついて互いに影響を及ぼし合っているさま。

有用植物

人類の生活に何らかのかたちで利用されてきた植物。人間が生活の用に役立てるため栽培し、あるいは自然界から採取する植物であり、ハーブや薬草、繊維、染料作物、工芸作物などと呼ぶ。

【ら行】

リサイクルプラザ

缶、ビン、粗大ゴミなどの資源ゴミのリサイクル（再資源化）や不要品、廃棄物の再利用を行う施設に加えて、再生品の展示・販売やリサイクル関係の普及・啓発などリサイクル活動の機能を有する地方自治体が設置する拠点施設のこと。

林地残材

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。

林野

森林と森林以外の草生地を合わせたものをいい、不動産登記法上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当する。

レッドデータブック

環境省が日本で絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況をとりまとめた本。国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したものであり、我が国でも1991年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルでレッドデータブックを作成し、2000年からは改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。本県では2000年に植物編を、2002年に動物編のレッドデータブック（県版）を作成した。

6 高知県環境基本条例(平成8年3月26日条例第4号)

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画(第9条)

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第10条―第28条)

第3節 地球環境の保全(第29条・第30条)

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等(第31条・第32条)

附則

私たちのふるさと高知は、温暖な気候、緑あふれる山々、数多くの清流、黒潮流れる太平洋などの豊かな環境の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力と進取の精神により、個性的な伝統や文化をはぐくんできた。

しかしながら、近年の経済効率優先の社会経済活動の進展は、生活の利便性を高める一方、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会をもたらし、資源やエネルギーの消費が増大し、微妙な均衡のもとに成り立つ自然の生態系をはじめとする環境に影響が及ぶところとなっている。

さらに、農山村、漁村においては、人口流出による過疎化、高齢化の問題に直面し、特に中山間地域において深刻な後継者不足が生じ、県土の保全や水資源のかん養等に重要な役割を果たしてきた森林をはじめとする特色ある地域環境の保全が困難となっており、また、ふるさとの活性化を願うがゆえの開発と環境の保全との両立が課題となっている。

もとより、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で文化的な生活を営む上で現在及び将来の県民の権利であり、私たちは、この環境を将来の世代に継承するため、環境のもたらす恵みを思い、あらゆる活動において良好な環境の保全と創造に努めていかなければならない。

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画

的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存及び生態系の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保存及び形成、歴史的・文化的遺産の保全等に関すること。
- (5) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量及び再生利用に関すること。
- (6) 地球環境の保全に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(市町村の責務)

第 5 条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第 7 条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(高知県環境白書)

第 8 条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進に資するとともに、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、高知県環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 環境基本計画

(環境基本計画)

第 9 条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなけれ

ばならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本構想
- (2) 環境の保全及び創造に関する目標
- (3) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第11条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成等の措置)

第13条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成、技術的な助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第14条 県は、環境の保全及び創造に必要な公共的施設の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者又は県民による資源の循環的な利

用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び未利用エネルギーの開発利用に努めるものとする。

(都市部と中山間地域との連携の促進等)

第 16 条 県は、人と自然が共生する活力ある中山間地域づくりを推進するため、都市部と中山間地域との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第 17 条 県は、県民が真の豊かさを享受し、人と自然が触れ合う緑豊かな県土の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農村環境の保全等)

第 18 条 県は、農業生産と生活環境がより良く調和した豊かな農村環境を保全し、及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(清流の保全)

第 19 条 県は、県内の河川を全国に誇れる貴重な財産として将来に引き継ぎ、清らかな水質、豊かな水量及びこれらにふさわしい生物に恵まれた清流を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及び海岸の保全)

第 20 条 県は、県民の憩いの場であり、沿岸漁業及び観光産業において重要な役割を果たしている美しい海及び海岸を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進)

第 21 条 県は、多くの景勝地に恵まれた美しい環境を保全するため、ごみの投棄及び散乱の防止、屋外における廃自動車等の保管方法の規制等について、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形式)

第 22 条 県は、自然に配慮した地域の美観風致の維持、文化財及び歴史的まち並みの保存及び修復、美しいまち並みの維持及び創造、緑豊かなまちづくり等を推進し、良好な景観の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 23 条 県は、事業者及び県民が環境の保全及び創造に関する理解を深め、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 24 条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」

に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第25条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況、環境保全活動の事例その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適時かつ適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第26条 県は、公害の防止、自然環境の保全、地球環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第27条 県は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、大気、水質、土壌等の状況の監視及び測定を行うとともに必要な体制の整備に努めるものとする。

(総合調整等のための体制の整備)

第28条 県は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第3節 地球環境の保全

(地球環境の保全に資する行動計画の策定等)

第29条 県は、地球環境の保全が、人類共通の課題であるとともに、県民の現在及び将来にかかわる課題であることを認識し、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力等)

第30条 県は、地球環境の保全のため、大気、河川、海洋、森林等に係る課題に関し地域ごとの取組を推進するとともに、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する調査、研究、情報の提供、技術移転、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第31条 県は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援)

第32条 県は、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

7 高知県環境審議会委員名簿（平成23年4月13日現在）

任 期：平成25年1月16日までの2年間

氏名		役職等
アウテンボーガルト 千賀子	アウテンボーガルト チカコ	四万十川すみずみツーリズム連絡会 会長
石川 慎吾	イシカワ シンゴ	高知大学教育研究部自然科学系理学部門 教授(植物生態学)
一色 健司	イッシキ ケンジ	高知県立大学生活科学部 教授(環境理学)
岩神 篤彦	イワガミ アツヒコ	物部川21世紀の森と水の会 副代表
内田 洋子	ウチダ ヨウコ	くらしを見つめる会 代表
岡村 眞	オカムラ マコト	高知大学教育研究部自然科学系理学部門 教授(地震地質学)
康 峪梅	カン ユウメイ	高知大学教育研究部総合科学系生命環境医学部門 教授(土壌化学)
坂本 導昭	サカモト ミチアキ	高知市 環境部長
島内 理恵	シマノウチ リエ	高知大学教育研究部自然科学系理学部門 准教授(物質科学)
高橋 美智	タカハシ ミチ	高知県連合婦人会 副会長
多々良 成紀	タタラ セイキ	財団法人高知県のいち動物公園協会 副園長
時久 恵子	トキヒサ ケイコ	香美市教育委員会 教育長
長門 研吉	ナガト ケンキチ	高知工業高等専門学校 機械工学科 教授(大気化学)
永橋 優純	ナガハシ ユスミ	高知工業高等専門学校 機械工学科 教授(工学)
西川 修二	ニシガワ シュウジ	いの町 環境課長
林 須賀	ハヤシ スガ	高知県生活協同組合連合会 事務局長
福留 脩文	フクドメ シュウブン	株式会社西日本科学技術研究所 代表取締役 所長
藤原 拓	フジワラ タク	高知大学教育研究部自然科学系農学部門 教授(水環境工学)
細川 公子	ホソカワ キミコ	高知県自然観察指導員連絡会 副会長
増岡 久男	マスオカ ヒサオ	社団法人高知県猟友会 副会長
松本 和子	マツモト カズコ	気候ネットワーク・高知 代表
矢野 光	ヤノ ミツ	社団法人高知県薬剤師会 常務理事
横川 和博	ヨコカワ カズヒロ	高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門 教授(経済法)
依光 良三	ヨリミツ リョウゾウ	高知大学農学部 名誉教授(森林政策)
計24名		